

令和元年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年9月11日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町長
中里	重義	副町長
鈴木	優	教育長
落合	均	総務課長
根岸	光男	企画財政課長
丸山	英幸	税務課長
峯崎	浩	住民環境課長
橋本	宏海	福祉課長
小野寺	雅明	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
多田	孝	会計管理者
小野田	博基	教育委員会 教務局長
伊藤	良昭	農業委員会 農務局長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事	務	局	長			
川	野	辺	晴	庶	務	議	事	係	長	
福	知	光	徳	行	政	庶	務	係	長	兼
				議	会	事	務	局	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○延山宗一議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○延山宗一議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 おはようございます。3番、森田です。通告書どおり質問をしていきますが、申しわけないのですが、この間の台風15号について若干お聞きしますので、よろしく願いいたします。

質問というよりも、台風15号は関東地方に約3年ぶりに上陸したそうです。それも板倉町に最接近をいたしましたので、板倉町で災害があったかどうか確認をしたいと思います。どなたでも答えられる人で。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 済みません。おはようございます。それでは、先日の台風15号の被害状況についてご報告いたします。

特に建物とか、そういった部分については、被害の報告は受けておりません。また、道路とか、農地関係については、担当の課長のほうからご報告をさせていただきます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 その際、板倉でとった危機管理室またはそういうのは立ち上げたのですか、その日。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 板倉の台風15号につきましての対応でございますが、午後1時に災害警戒本部を設置いたしました。9月8日の日曜日です。午後2時に午後5時から役場の3階に自主避難所を開設するという事で決定を町長、副町長とご相談させていただいて、2時から防災ラジオを通じて午後5時から役場3階に自主避難所を開設するという決定をいたしましたので、防災ラジオでの放送を行いました。また、その後、板倉のお知らせメール、町のホームページ等で自主避難所の開設のお知らせをさせていただきました。その後、午後7時に町長、副町長、教育長、それと防災担当の総務課、都市建設課、産業振興課の課長、係長が

登庁いたしまして、今後の対応について協議をいたしました。その後、町長、副町長、都市建設課長、係長と産業振興課長、それと総務課の担当、私を初め担当の職員になりますが、役場のほうに詰めまして、9日の最接近から明けて通過するまでの状況に備えたということでございます。9日の月曜日の午前6時に都市建設課の職員が出勤をいたしまして、町内の道路の冠水とか倒木等の状況がどうかということで、被害状況の調査を実施いたしました。

それとあわせまして、午前7時から町内の各区域の被害状況の調査ということで、課長、課長補佐に区域を分けまして、出勤しながら町内12区域について被害状況について確認をして出勤をということで依頼をいたしました。その後、7時30分に台風の通過に伴って設置をいたしました自主避難所については、閉鎖をさせていただきます。ちなみに今回の自主避難所へ避難された方はいらっしゃいませんでした。

8時半から第2回の対策会議ということで開催をいたしまして、被害状況の調査結果の報告等を行いました。その後、災害警戒本部を午前9時に廃止をさせていただいたという、そのような経過でございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 どうもありがとうございます。告知もしないで、お答えいただきまして、まことにありがとうございます。板倉ではとりあえず何もなかったということで、大変よかったです。新聞を見ますと、3名ほど亡くなっておりまして出ておりますので、その地域に被災された方々に哀悼の意をここであらわしたいと思います。ありがとうございます。

では、質問に入らせていただきます。今年の夏も例年になく暑い夏でした。今年の夏は、特に雨と暑さかなと思っております。まだまだ9月といっても暑いですが、新しい庁舎になって初めての夏でしたが、やはり旧庁舎と違って、大分庁舎内は快適に過ごすことができたのではないかと思います。言いかえれば職員の皆様方は、大変仕事がしやすい環境になったのかなと思っております。職場の環境が快適になると、仕事も進み、その分残業が少なくなるといった統計もあります。新庁舎について質問していきます。

まず、新庁舎の屋上ですが、つい最近もですが、2回ほど屋上に上がらせてもらいました。1回目はエレベーターが4階まであったので、個人的に興味を持ち、2回目は非常用発電機が正常に働くかどうか確認のため、議員の皆様方と一緒に上がらせていただきました。その際、発電機が正常に動いた。それは他の議員さんもみんな確認しており、よかったと思います。つまり屋上には発電機やキュービクルが置かれていたのは自分としては意外な感じを受けました。そのときも説明を受けたのですが、確認のため、なぜ機械類が屋上にあるのか伺いたい。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

屋上階につきましては、今、議員おっしゃったような非常用電源、空調の室外機あるいはキュービクル等があります。それについては、浸水想定、そういうのもありますけれども、この地が標高的には浸水シミュレーションからすると安全な場所ということで選定したわけですが、そうはいつでも想定外ということもありますので、それから場所の面、いろんな面を考えて屋上にいろんな重要設備を備えたということがあります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 この間の台風みたいな大雨が降って、洪水が出た場合のために屋上に持っていったということですね。であれば、洪水が起きたときこそ、災害時の拠点となる新庁舎ですから、自分としてはヘリコプターでも屋上にとまるのかなと思っておりました。やはりヘリコプターにしては面積が狭いということですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

ヘリコプターについては、かなりの面積も要するというので、先ほど申し上げたように、重要な庁舎を維持する設備がありますので、場所が確保できないということと、費用的に高額となるということで検討はしていません。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 洪水がもし起きたときに、この庁舎が水浸しになる想定はしているわけですね。何センチぐらいまで水浸しになる想定はしているのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

想定では、この地が標高18メートルです。建物を建設するに当たりまして、1メートルかさ上げをして、約19メートルということで、群大の片田教授の当時のシミュレーションからすれば、19メートルで安全だろうということでありました。しかし、その後、1,000年に1度の想定というのが国から発表されましたので、それは当然想定外のことも起こり得るということでもありますので、建設当時であれば、この地は浸水を免れると、想定外だとしても、それほどでもないのではないかとということでもあります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 旧庁舎ですが、旧庁舎がつくられたのは、カスリーン台風、俗に言う水害を最後に受けた後に建てられました。もちろんキュービクルなどは屋上になくて、地上にありました。自分が小学生の低学年ですが、屋上はある意味板倉の名所となっておりまして、自分が小学生のころ、あそこに見学に行ったことがあります。今で言えば、さながらスカイツリーのような存在だったです。象徴するような建物、ああ、こんな高いところがあるのだといったような感じでした。それとはまた別なのですが、旧庁舎はこれからどうなるのですか、あれ。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

旧庁舎につきましては、敷地がお借りしている部分も多くありますので、そういうこともありまして、解体をしてお返しをするという計画で進めております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 新庁舎の建設に当たり、一番は地盤がしっかりしていて、高地にあることが条件でした。これは、一丁目一番地だったと思います。その辺の条件は満たしていることは先ほどの回答ではっきりしたのですが、それでも洪水が想定される、そういう日が来なければいいのですが、災害の拠点としての中心的な役割を持っているわけで、特にこの庁舎は災害時に一番の特徴というのは、一言で言うと何になりますか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

この庁舎、設計段階から、防災、災害の復旧拠点ということでの安全に機能する庁舎ということでありました。そういうことで先ほど申し上げました標高よりも1メートルかさ上げし、さらに3日間電力供給できるよう非常用電源を設置し、さらには防災ラジオの基地局等を設置したということでもありますので、災害発生時には、この庁舎を拠点として災害活動を指揮していくと、そういうことになります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ちなみに来庁者、1日平均どれぐらいなのか、把握していればお伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまのご質問、来庁者の数でございますが、4月からの来庁者の数、主に来庁者の多い1階フロアの5つの課の4月から7月までの来庁者の集計をとりましたところ、会計課、税務課関係の納税や各税務証明関係で1日平均54名、戸籍や住民票、印鑑証明などの住民環境課関係で49名、健康介護課や福祉課の相談や手続関係で8名、合計しますと1日平均111名となっており、開庁より多くの方が来庁している状況となっております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 自分を初め、なかなか庁舎に出向く必要はなかったものですから、議員になって初めてこの庁舎に入りました。群馬県ではクールシェアを推進していると聞いております。夏の暑い日に家庭のエアコンをとめて、公共施設や商業施設に出かけて涼しく過ごす運動「ぐんまクールシェア2019」と聞いております。この場合、公共施設の中には、この庁舎は入っているのでしょうか。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまのご質問でございますが、クールシェアにつきましては、夏の節電対策の一つとしまして、涼しい場所を地域の人々でシェア、共有ということですが、することによりまして、エアコンの使用量を減らそうという省エネ対策の取り組みであります。1つの部屋に集まって過ごしたり、図書館や商業施設、公園の木陰や水辺などで涼んだりすることで、夏を涼しく快適に過ごしなが、節電や地球温暖化防止につなげる取り組みのことを指しております。先ほどもありましたが、県内においても図書館や文化会館等の公共のスペースを開放し、各市町村が取り組みを始めている状況のところでございます。

新庁舎のクールシェアとしての利活用につきましては、1階及び2階フロアは、各事務スペースとして利

用していることから、エアコンがきいた状態ではありますが、庁舎の建築床面積を縮小した関係によりまして、町民の方がゆっくり休めるフロアスペース等の確保は難しい状況であります。また、3階は議場や会議室としての利用をしているため、通常エアコンを稼働させていない状態であることから、板倉町の庁舎におきましては、クールシェアとしての利用するというのではなく、各種手続のために一定時間を過ごすための利用方法になるということで考えております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 このクールシェア、公共施設、その他いろいろありますけれども、事前に公募と書いてありました。この受け付けは役場ですか。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 クールシェアの場所の関係につきましては、町において適切な場所、こういったものを登録をして、申請をするという形になっておりまして、町の中でそういった適切な施設等あるかというようなところで今後選定をしていくような形になるのではないかなと思います。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ないとしたら、せめて庁舎または公民館、ショッピングセンターなどもそういうクールシェアの範囲に入っております。せっかく県で進めている運動です。どのような形で推し進めていただければいいかなと思います。今のニュースでもやっておりますけれども、千葉のほうで停電しました。それで、もしここだけその充電器が動いて、エアコンがきくとなったら多分来ると思うのですよ、皆さんが。それは非常時ですから、拒まないとは思っておりますけれども、そういった施設、板倉でも必要なと思います、ふだんでも。支障がない範囲で考えていただければと思いますが、その辺を進めていけるかどうか、考えていただきたいと思います。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまの質問でございますが、今後は既存の公民館、ここですと庁舎の隣に中央公民館等もございます。そういった隣接する施設と一体となりまして、非常にこの地域も高台、高いところにありますので、そういった施設等を考慮しながら、クールシェアの手法を検討していくことになるのではないかなというふうに考えております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 せっかくこんな立派な庁舎です。何か用事がないと来られないのではなく、いつでもウエルカムな町政、緩い感じで考えれば、ここに集まることによって、当町民が町政に関して身近に感じるのではないかと感じております。その辺の考えを町長、どう思いますか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 慎重に考えてみたいというふうに思います。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 県の環境施策として、クールシェアスポットは、誰でも利用でき、涼しく1時間以

上過ごすことができるとなっております。本来なら屋内のほか、山間部とか公園、道の駅含まれるということになっておりますが、この庁舎ももう少し木を多くしてもらって、その下にベンチなどもあるといいと思いますが、その辺の考えはありますか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 当初の計画出発時にいろんな想定をいたしました。いわゆるそういう意味で、夏場に対しての涼を目指して、例えば駐車場等も、どっち側でしたっけ、駐車場、南側だね。大きな駐車場の中にも相当数の植え込みを植えるほうがいいのではないかと。マイナス面は犯罪が多くなるのではないかとか、あるいは一体としての利用価値が下がるのではないかとか、いろんなケースを想定した上で、現状を選んだわけがありますので、もちろんこれから時代とともにそういった要望の内容も変わってくる可能性は当然ありますが、当面今、森田議員の提案に対しては現状でしばらくはいくということになるのであろうというふうに考えております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 庁舎内も木々はほとんど見受けられない。その周りが全てアスファルト、若干その辺の配慮が欠けているのかと思います。不必要な空間が必要とされる場合もあると思います。ある町の庁舎ですが、玄関先に噴水があります。周りには起伏に富んだ小道があり、ベンチもあり、四季折々の花が咲いております。そういったこともクールシェアを含め、町民が役場に用事がなくても、憩いの場になるのかなと思います。あの玄関先を見て、経費がかかっているなど見るのか、いわゆるぜいたくかを見るか、板倉町にも1カ所ぐらいあってもよかったのかなと見るのか、判断が分かれるかと思います。ただ、これだけは言っておきたいのですが、駐車場の西側にだけは垣根みたいなものをつくっておかないと、冬の大西風のときに、いや、本当にバックでとめるとドアがあげられないぐらい風が強くなるのではないかと想定しております。その辺の考えも含めて伺いたいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今ご指摘の西側については、暴風も含めて、今のところサザンカとか、ツバキとか、ほかのいろんな幾つもの種類も植え込みとしてありますが、5年後あるいは10年後には相当のいわゆる西側には防風林的な位置づけもできるだろうという当初の設計はそうなっておりますので、そうなるのかと思います。ただサザンカとか、そういうものは比較的育ちがスピードの緩い作物というか、木でありますので、そういった計画と現状はいかにマッチしていくかというのは別問題かもしれませんが、一応計画は西側については、そういう意味では蚊が余り湧かない程度の休める場所とか、ちょっとそういったイメージも含めた形で最初は設計図上は出発しております。したがって、植え込み等も幾分か西側の斜面を利用してそうになっているはずであります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 また、快適性という視点からしますと、何も環境だけにとどまることなく、マンパワーに頼るのもあるかと思います。その一つに国ではクールビズのほかに、スーパークールビズなるものがあります。それによって、温室も抑えられるし、職員の方々も快適に思われるのですが、そのような考え、

来年の話になるのですが、あるかないか伺いたいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 スーパークールビズあるいはクールビズについて、一説でこういう見方もあるのだということ参考をまず述べておきたいと。

地方の我々の役場より、言い方を変えましょう。全て国から指示が来ておりまして、そういう時代の流れですから、公務員は先頭に立って、あるいは役場等は先頭に立って、そういったことを進めていきなさいという国からの指令に基づいて、流行になり、はやりになり、今日があります。さらにそれがスーパークールビズということにもなるのでしょうが、一説にこういうのがあるというのはこれからの話ですが、いわゆる中央省庁のほうが非常に暑い。要するに国交省あるいは財務省、文科省、全部行かれたことありますか。この役場の職員の環境よりはるか悪くて、ですから暑くて、もう背広なんか着ている状態ではない。陳情行けば皆さん多分そう感じるはずでありますよ。したがって、国の指示を出したことをそのままのみにすべきかどうかということももちろん一考であります。状況の違いで、地方のほうがクーラーから何から全てそういう意味での条件は財政力指数が0.1であろうが、0.9のところよりすばらしい庁舎に入っているなんて例は議会でも視察に行ってそういった場所もあるかと思いますが、そういった観点から、我々にすれば地方のことをよく知らない、あるいは自分たちが暑いという中にいる関係で、そういうものを強力に進め、さらにさらにということで上積みを進めてくるわけではありますが、今現状ではクールビズを導入するにも、いわゆる公務員らしさ、それも偏見性があるのかどうかは別として、こういうものが公務員らしさがあるというようなことで、例えばチノパンは認めないとか、余り色が赤っぽいものは認めないとか、そういったルールをつくって出発しておりますので、それがスーパークールビズになり、半ズボンでもいいとかで、そういうようなことは、やはりいわゆる自治体そのものが独立をしております、地方分権であり、国がそういったことを進めようが進めまいが、我が町は我が町として基本的には皆さんでその検討して、よければ導入するし、必要ないとすれば現状でいくというようなことで、現時点ではスーパークールビズまでの導入は考えてはおりませんということではありますが、担当は、そちらに回してよろしいですか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいま町長から考え方のご答弁をいただきましたが、補足ということで現状につきまして答弁させていただきます。

現在、町職員の職務中の服装等につきましては、板倉町職員の服務規程という規程がございます。その中に執務態度といたしまして、職員は職務中の言葉遣い、服装及び身だしなみに留意し、住民等の対応は親切及び丁寧でなければならないというふうに規定しております。これを受けまして、職員の執務時間中の服装等に関する申し合わせ事項、服装等の申し合わせ事項というのが当初平成22年5月、その後一部追加をいたしまして、平成26年4月に課長会議、これは理事者の方も含めて課長が全員出席している会議の中で決定されたものであります。その中で勤務時間中の職員の服装として、節度ある服装を心がけてくださいということで、シャツは白、またそれに近いものが望ましく、行き過ぎたカジュアルな服装、Tシャツ、ジーンズ、チノパン等や華美過ぎる服装、原色など派手な色使い等は避けるようにしてくださいというふうにいたして

おりますので、現状では先ほど町長が答弁されたように、環境省のクールビズの期間に合わせまして、当町におきましてもクールビズで対応させていただいているという状況でございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それはもちろんやみくもに薄着というわけではなく、当町の職員の常識を信用しての提言であり、その成果として省エネにつながればです。温度を下げれば、その分省エネになると、近代的な建物、庁舎をマクロ的ハード面と捉えれば、マンパワーはミクロ的ソフト面と捉えていいのではないかと思います。夏、家庭のエアコンをとめて涼しい場所へ出かけるクールシェアもそうですが、そもそもスーパークールビズの起こりは、震災の年起こったそうです。電力が不足がち、ならばそれなりの格好でということが始まりだと聞いております。奇をてらうことなく、環境省はこれを推進して、ことしで15年目だそうです。クーラーの温度を高目に設定することにより、二酸化炭素の排出を抑える、地球にも優しい政策でもある。もしどこでもやっていなければ、板倉が一番最初にやれば、ある意味アプローチができるのかなと思っております。自分たちができることは、自分たちからといった観点に立った発案ですが、もう一度考えを伺いたいと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 2019年度のクールビズについてという環境省のホームページを私も印刷したのを持っておりませんが、環境省につきましては、今年度につきましては、室温の適正と、その湿度に適した服装や取り組みを促すクールビズを今年度も推進していきますということで、基本的には環境省さんも今はクールビズを推奨されているのかなということでもあります。

先ほどからお話出ましたが、庁舎が非常に新しくなりましたので、温度管理なんかもきちんとしてできるようになりましたので、そういった中で冷房と暖房等も含めてですが、適正な温度管理をする中で、住民の方からは職員として格好がどうかというようなご指摘をいただかないようなきちんとした節度を持った服装の中で対応していきたいというふうには考えておりますので、森田議員さんからそういったご意見をいただいたということは参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 最近の話ですが、公務員だけでなく、今、銀行でもそのような服装を取り入れていると聞いております。服装を同じにしないと統率がとれないではないと思うのです。やはりそれはその会社のイメージ、そういうのを非常に大切にしているのかなと思っております。

次に行きます。環境負荷が叫ばれて久しい今日ですが、省エネ型建物と言え、やはり何といたっても太陽光発電かなと思っております。その中にこの庁舎があえて取り入れなかった、太陽光発電を取り入れなかった特別な理由があるのでしょうか、伺いたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

太陽光発電につきましては、具体的な検討まではいきませんでした。話題としてはありましたけれども、

先ほど申し上げたように、庁舎の屋上が重要設備の設置場所ということもありまして、まず場所も確保できない、あるいは国、県からの補助金もありませんので、コスト削減の観点ということで、具体的な検討までには至りませんでした。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 前回自分が消防議員やらせていただきました。小山の消防署に研修に行きましたら、南側の壁全部が太陽光発電、決して屋上にこだわらないということ、ああ、こういうことなのだと思いました。その辺はできてしまった後ですから、もう何も言うことはありませんが、新庁舎の役割ということで、いろんな角度から質問させていただきました。

最後になりますが、多分この台風15号のときもそうだったと思いますが、台風のときに、15号ではない、その前の台風のときに、庁舎に寄らせていただきました。そうしたら、中央の表玄関ですか、雨のしずくが白糸の滝のように流れていたのです。課長にも聞きましたけれども、あそこいがないのと。もし多分15号のときもそうだったかなとは思のですが、原因がわかればお伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

庁舎東側の正面玄関のところから水滴が落ちたということでもありますけれども、そこについては、通常の間であればその辺はカバーできるということでの仕組みになっておりますが、やはり台風等の大雨の場合は、それがさばき切れないということで、そのようなことにはなるということは承知しておりますが、そういう設計でありますので、大雨のときには対処できないということでもあります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 大雨を想定した大き目のといでもあればいいなと思います。旧庁舎は町が統合されたのを機に建てられました。ちょうど自分たちが生まれた年、町になったと聞いております。建てられて65年ぐらいたっていますか、新庁舎は新しい年号の年に建てられました。偶然ですが、わかりやすい、覚えやすい年、記念すべき年に建てられました。新庁舎がこれから先、真のレガシーとなり得るかどうなるか、これから期待を持って見詰めていきたいと思います。

次の質問に入ります。次の質問ですが、本来ですと3番目にするはずでしたが、台風が来た関係で、この質問を先にさせていただきます。滑稽地区の排水路なのですが、これは今は解散してなくなってしまった岩田土地改良区の管轄と聞いております。そこで、この辺の苦情をどこへ言ったらよいのかがメインなのですが、課長にももちろん相談をかけました。勉強のつもりで邑耕の関係者にも話を持ち込みました。大変忙しい中申しわけなかったのですが、そんな中でも菌に衣着せぬ明快なアドバイスをもらって大変感謝しております。

前置きは長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

では、まず初めに町の小さな排水路はもとよりの川へ流れ込んでいるのですが、基本的に川への出口にはフラップゲートがついているのですか。それはどのような理由なのか伺いたい。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お尋ねのフラップゲートの役割ということなのでしょうけれども、一般的にですけれども、河川が増水した際に、河川から排水路への逆流を防止をするために設置をされているものでございます。フラップゲートのゲート、扉の上部のヒンジ等を軸といたしまして、水圧によりまして、そのゲート、扉が開閉することによりまして、平常時の自然排水、また増水時の逆流防止が行われるというような仕組みとなっております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 だとすれば、弁が下がり、出口を失った排水路の水があふれて、その付近で氾濫するのではないかということは想像できるのですが、今までにそのような事例がありましたか。弁が閉まって、流れ込もうとする水があふれる。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 これまでに弁が塞がって水路側があふれた事例があるかというお尋ねのようですが、大雨時にはそのような事例もあるはずでございます。通常町で管理している水路については、農地の管に設置している水路でございまして、河川が増水した際は、フラップゲートが逆流を防止しますので、農地側の水路にたまった水については、河川のほうに流れていかない状況になります。そうしますと、当然出口がなくなりますので、用水路、排水路には水がたまると、それを水がたまった場合、農地、水田側にあふれるという事例は状況によってはある現象でございます。

その農地、水田の役割といたしまして、一時的に水をためる機能、これによりまして町内への水が流れるのを一時的に保っているという役割も果たしているものと認識してございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ここ最近では、集中豪雨というものが特に多くなったような気がします。つい最近では北海道でしたか、一部の町、その地区だけがほんの一、二時間で湖と化したような降り方をします。その町だけが湖ぐらい降るわけですから、ああなると排水とか、そういう問題ではなくなるのですが、ともかくにも、ややもすれば利根川とか、渡良瀬川とかということではなく、身近な小川などにも気を配っていかねばいけないのかなと思っております。

カスリーン台風のときに水が出た。それはやはり上流に降って、それが一気に流れてくる。ところが、今の記録的短時間大雨、俗に言うゲリラ豪雨というのは、そこだけが降る。そうしますと信じられないぐらいの小さな小川でも、用水路でも、排水路でもあふれてくる。それで被害を起こす。よく聞きます。できましたら町のほうでもそれを前もって想定したハザードマップに排水路も加えていただければと考えますが、どうでしょう。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 板倉町のハザードマップで、1,000年に1度の最大浸水深を想定したハザードマップにつきましては、今年度作成の予定でございまして、現在作成に取りかかっているところでございます。全体といたしましては、浸水の区域を地図上に落とす形となりますので、その地図の中で最大の場合、どれぐ

らの浸水深になるということを確認いただくような形となると思います。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 このようなピンポイントの排水路について、町は氾濫を予想できるかできないか、できないくらいの大雨が降ったというときに、どのように情報を得るのか。台風ですとテレビとか情報もあります。そこだけ集中して降る。そういった場合にどうやって情報を得て、防災ラジオにつなげていくのかお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 防災ラジオの放送の緊急の連絡放送内容でございますが、その中に気象警報というものがございます。こちらは気象庁から提供される情報でございますが、その中に先ほど森田議員さんからもお話出しましたが、記録的短時間大雨情報も含まれておりますので、こういった気象警報が発令された場合は、防災ラジオを通じまして放送をさせていただくこととなります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 つい昨日ですか、雷がありました。隣の栃木県も洪水状態のニュースがテレビで流れていましたが、今インターネットで災害の一番少ない県といいますと、栃木県が出るのですね、調べると。栃木県は昨日の宇都宮市ですけれども、ゲリラ豪雨が降ったのでしょうか。もう車も何もとまっていたんですが、最近ゲリラ豪雨が板倉にないと言えないのですが、ついこの間まで板倉もあるこの間参議院の方が応援弁士に見えられたときに、板倉町はカエルが小便しても水が出ると言っていました。俺もじいちゃんにこの話聞いたことありますが、これもう65年前の話かなと思います。今ではそれぐらいの水では災害にならない。水が出ない。やはりそういった経験をしている町なので、そういった面では進歩的に改善されているのかなと思います。安心は安心。台風ですと、テレビで刻一刻一刻伝えてきますが、突然の大雨の予想というのはやはり難しいと思います。それでも板倉はとりあえず今のところ自分が生きてきて65年ですが、聞いたことありません。やはり先代の知恵とか、それが今生かされているのだと思います。

そこで、そのメインの地元の排水路になるわけですが、滑稽地区にある排水路です。この地区の区長さんについてこの間相談受けました。岩田土地改良区がなくなったのも不安だったのですが、「何年も前からほとんど困っていると、何とかならないですかね」と言われたので、自分も見に行きました、雨の日に。長靴履いて。内情を確認しようと思って見に行きました。その排水路が見つからないのです、もう草ぼうぼうで。だから、管理する人がいないのです。でも、よく見ますと、排水路は最終的に国道354号をくぐって鶴生田川へ注いでいました。出口はしっかり弁が備えつけられていました。よく見ると、国道354号の北側の堀沿いはやはり水浸しぼかったです。その弁があいているにもかかわらず、もう水たまりがあった状態でした。区長さんが言っていたのですが、水路自体が中間になるにつれて水管が細くなると、中間。最初は広くて、そこは細くなる。また広がって、川へ流れるので、構造上の問題だと区長さんおっしゃったのですが、このいかんせん、岩田土地改良区がなくなったものですから、相談する場所がわからないといったような問題を投げられたのです。町の人が困っているのであれば、何らかの打開策を講じなければならないのかなと思います。その辺の考え伺いたいと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お尋ねの滑稽地区に設置しております水路とフラップゲートのことでございますけれども、私も現場のほうに1度見に行ったことがございます。南北に流れる水路が流末は鶴生田川に排水をしている状況と。現地がまず高低差がないというのが一番の原因ではないかなというふうに思っております。その南北のちょうど中央部分からその勾配が北側に流れるのと、その南側に流れるような勾配にもなっているようでございます。

過去、地元の皆さんの協力によりまして、村づくり、その水路の掘削ですとか、除草、雑木の処理等を行って、きれいにはなっているのですが、いかんせん、その草の勢いにはなかなか勝てないような状況で苦慮をしている様子の方がえます。岩田土地改良区のほうで設置した水路でございまして、議員おっしゃるとおり、岩田土地改良区、平成16年にはもう解散をしてございますので、ではその管理はどこがするのかということになりますと、町のほうで管理を進めることとなりますので、今後検討してまいりたいというふうには考えてございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ちなみに岩田土地改良区のかわり、受け皿もないのですか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 岩田土地改良区自体が解散してございますので、その管理については町が引き継いで管理をするというような状況になります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 前の質問と重なってしまうのですが、台風15号が来ました。あのときもう一回見に行こうと思ったのですが、台風のときどうなっているのか。でも、やはり危険水域かなと思ひまして、取りやめたのですが、多分氾濫はしなくても、水たまりが大きくなる。そのときのあそこからの苦情というのはなかったのですか、滑稽の排水路で。あそこ、うちが1軒あるのです。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 今回の台風につきまして、その苦情等については、町等への問い合わせ等の電話もなかったということは確認してございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ちなみにあそこは道が冠水するのですよ。あその前の道も今回は冠水しなかったということですか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 ただいまのご質問でございまして、都市建設課におきましては、9日の月曜の朝6時、2班体制で町内パトロールをいたしまして、議員さんがおっしゃられているところの箇所も確認をいたしました。その時点で冠水はなかったということでございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それでも何回か冠水、そのときは気にしなかったのですけれども、何回か思い返せば、それに遭遇したことはあります、あそこが水がかぶってしまって。であればやはり苦情も出るのかなと思いますので、その辺も前向きで考えていてもらいたいと思います。

今日は台風が来たものですから、若干質問内容が変わってきてしまって申しわけなかったのですが、板倉としては特段それほど大きな被害は出なかったのが幸いかなと思っております。板倉だけにかかわらず、風水害に弱い日本です。災害はいつ何どき起きるかわかりません。でも、個人個人の人の備えがいつの時代も必要かと思えます。町ができること、個人が何をするか、常に意識を持つことが大切だと自分は思っております。今回の台風で改めて考えさせられました。災害を100%防げない。でも、被害を小さくしていく努力は必要です。それが町民の、または町長の願いかなと思っております。長い間災害と向き合ってきた板倉です。そのために災害には敏感になりやすい。防災への関心も強く、先人たちの知恵も豊富にある土地柄であります。それを自分たちは次の世代へ引き継ぐ大切な仕事もあるわけです。新庁舎を初め安心・安全な備えから安心・安全なまちづくり、人づくりがこれからの板倉というまちづくりに欠かせないのかなと思っております。今回の台風の中、こんな思いを強く感じました。

それでは、最後の質問に移りたいと思いますが、残り時間を見ますと、とても5分では話し切れないものですから、中途半端になってしまいます。せつかく申告しておきながら、議長を初め関係者、課長を初め丁寧な答弁を聞けなくて、大変心苦しく思いますが、次の宿題とさせていただきます。

本日は真摯に町長を初め課長、答えていただきまして、まことにありがとうございます。自分も地元のパイプ役に徹し、このような質問をこれからもしていきたいと思えます。臨機応変に対応していただき、ありがとうございました。

以上です。

○延山宗一議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前 9時56分)

再 開 (午前10時15分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、本間清議員。

なお、質問の時間は60分です。

[4番 本間 清議員登壇]

○4番 本間 清議員 4番、本間です。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定についてお聞きしたいと思います。群馬県においては、近年の農業を取り巻く情勢を見ると、農業労働力の非農業部門への流出が続く一方で、農業従事者の兼業化、高齢化の進行、耕作放棄地の増大など将来の農業の効率的かつ安定的な農業経営の確保、育成をするため、平成6年2月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を策定しましたが、数年ごと

に一部改正を踏まえた一部見直しを行い、平成28年4月に農業経営基盤の強化に関する基本方針の見直しを行いました。この見直しは農業を取り巻く情勢の変化に的確に対処をするため、おおむね5年ごとに見直しを行うものとして、市町村においてはこの県の基本方針をもとに、基本的な構想の指針とすることになっております。

板倉町でもこれを基本として策定していると思いますが、館林市・板倉町合併協議会が開催されていた当時、基本的な構想については、合併時には館林市・板倉町の構想をそのまま移行し、合併後に新市において策定すると平成29年第8回合併協議会で採決されておりましたが、館林市との合併協議会が休止になっている現在、基本的な構想の策定はどのようになっているのでしょうか。また、数年ごとに行われている見直しは、その都度行っているのかお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの町の基本構想の策定、見直しの状況というところでございます。まず、基本的なことですけれども、先ほど議員おっしゃるとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づきまして策定をしているところでございます。内容につきましては、農業経営基盤の促進に関する目標、また農業の経営規模、生産方式、経営管理の方法や農業従事に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等について、まず群馬県が定めました基本方針に即した構想としております。

先ほど合併協議会8回で、まずはそのまま保ったまま、新市においてまた新たに作成というような議員からございましたけれども、そのときの資料は私の手元にもありますけれども、板倉町につきましては、平成7年1月24日、これは最初の策定となっております。目標の年次については、おおむね10年後を目指すというようなことで、議員おっしゃるとおり、おおむね5年ごとの見直しをすると。群馬県の見直しに伴いまして、町も随時見直しをしているところでございます。

見直しの経緯につきましては、おおむね5年ごと、それとその上位法の法律の一部改正に伴う見直しがございますので、平成7年の後、平成18年、続いて平成21年、22年、24年、26年、最終的に現行の構想については、平成29年1月27日に見直しをしているところでございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そういたしますと、その見直しといいますのは、今までに五、六回やっていると思うのですが、こういった見直しを行った県の基本方針をどのような方法を使って、農家や農業関係者の方にお知らせをしているのでしょうか。また、啓発活動的なものもやっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お尋ねの周知または啓発ということでございますが、現実的には私もこのご質問をいただきまして、町のホームページを確認をしたところ、公開がされていない状況にございました。策定につきましては、町が単独で策定するというようなことではございませんで、農業者、また農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるということが決まりでございますので、板倉町の総合農業振興協議会、

こちらのほうに諮って、まず原案のほうは作成をしたという経緯がございます。そのほか、意見を聞く機関といたしまして、町の農業委員会、またJAというところの意見を最終的に聞いた後、見直しを行うという手続をとってございます。現実的には町のホームページ上でも公開をしていない状況ということもございまして、策定にかかわった方々が承知をしている範囲が現状なのかなというふうに考えてございます。町の農業者の方が欲しい状況になったときに、必要な情報を得られない状況については、改善をすべきというふうに今考えているところでございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 私どもが質問をしますと、町当局としましては、よくホームページに載っています。ホームページをごらんくださいという一言で言われてしまうのですけれども、このような県の方針の副題としては、産業として自立した農業経営の確立に向けてというふうにありますように、県もこのように基本方針を大きな目標にしてくださいということです、これが農家の方に知らされていないということは、ある意味、うん、ちょっとというところがあるかなと思いますので、ではこれからせめてホームページには載せていただけるというふうにお約束できますでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 ホームページ上の掲載については、早急に取りかかる所存でございます。

なお、先ほど議員おっしゃるとおり、農業の健全な発展を図ると、その上で効率的かつ安定的な農業経営を育成、確保するのだという大前提がございまして、町には認定農業者の方々、現在144名ほどいらっしゃいますけれども、その方々の経営計画の基本となるものが、町で策定しております基本構想になってございます。当然その5年ごとに認定農業者の方々も計画の見直し、そのときの指標にするのがこの構想ということで、認定農業者の方々にはこういうことが目標になっているということで、おのおの皆さんと相談をさせていただきながら、認定農業者の計画を認定しているというところでございますので、まずそれについては継続をしながら情報の公表、公開については速やかに取り組みたいというふうに考えてございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 ぜひその方向でお願いいたしたいと思います。

それと、もう一つまたお伺いしますけれども、館林市・板倉町合併協議会に出されていた資料の中に、農業経営の目標として、主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間が2,000時間程度、年間農業所得は370万円を目標にするというふうになっておりますが、県の農業経営の目標とするところは、年間労働時間は1,800時間から2,000時間程度、年間所得はおおむね500万円程度というふうになっておりますけれども、この違いというのはどういうことなのでしょう。県の目標とするところということに一般的には合わせてやはり所得面500万円程度、年間労働時間も1,800時間から2,000時間というふうに合わせておきたいと思っておりますけれども、この辺のお考えはどのようなのでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの年間の労働時間、それと所得の目標、おっしゃるとおり群馬県におかれましては、1,800時間から2,000時間程度、主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得の目標がおおむ

ね500万円というふうになっています。

では、町の現状はどうかというところでございますが、町の目標につきましては、主たる従事者1人当たり2,000時間程度としてございまして、1人当たり370万円程度というような数字を掲げてございます。この数字につきましては、館林市さんと同じ数字となっております。郡内ではこの時間、それと所得の額に若干の相違がございまして、群馬県のその500万円の数字よりも近い数字でございまして、群馬県が500万円、町が370万円ということで、それだけの差なぜかというようなことなのだと思いますけれども、特に群馬県内では、平たん部と中山間地、それと作付作物が多様でございまして、例えばキュウリとか、レタスですとか、アスパラガスとか、多様な農業経営形態がございまして、板倉につきましては、その主に水稻、それと施設園芸のキュウリ、ナス、トマト等を一つの目安としてございまして、やはりその作付作物の差によって群馬県のその500万円と板倉町の370万円の差が生じているものというふうを考えてございます。基本的には、その地域の他産業並みの労働時間と所得というものが基本となっておりますが、作付作物の内容の相違ということで理解はしているところでございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そういたしますと、やはり年間500万円としては、この邑楽郡内の近隣の情勢に合わせていると、ちょっと県のほうが目標値が高いかなというイメージでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

もう一つお聞きしたいと思うのですが、この年間労働時間が2,000時間ということは、週休2日であると言ってもよろしいと思うのですが、日々農作物相手の農家の方ですと、このような週休2日というのは思うようにとれないのかなとは思っておりますけれども、この辺のお考えはどうでしょう。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 年間2,000時間の根拠というようなことだと思います。確かに1日8時間で250日で2,000になるかと思っております。その辺がベースになるのかなとは思っているのですが、やはり他産業並みというようなことがありまして、そのような計算にはなっているのかなと思っておりますが、では本当に農家の皆さんが2,000時間で農業経営ができるのかというような恐らく疑問もあろうかと思っておりますが、認定農業者の方々の農業経営改善計画、そこにもこの2,000時間ということ最低の目標にしてございまして、その目標を達成するために、例えば家族経営ですと、時間帯をずらして経営するですとか、最近出てきているのは、常時雇用、人を雇って自分の休む時間帯を増やす、また農繁期等についても臨時的雇用、パートさんを雇用して自分の働く時間を減らす。また、この年間の農作業ですか、キュウリ屋さんですと、抑制、促成、その間の期間については、恐らくその2,000時間の中には含まない休日等も入っているのではないかなというふうに思いますので、きっちり8時間、250日という計算にはならない。他産業並みに2,000時間を目標にするというような設定でございまして。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 この2,000時間目標値ということですから、必ずしも実現するとは限りません。また、だからこそ目標値にしておるのですけれども、ちょっと私なんかも農家の方と特にキュウリ栽培している方なんかに聞きますと、半年間休みなく働かなくでは、キュウリがもう1日で大きくなってしまふのだよ。

どうしようもないのだよという話聞きますので、質問をさせていただいたのですけれども、やはり家族の方の協力も得てということで今お話しいただきましたけれども、そのようなこともやはり大切なのかなとは思った次第です。ありがとうございました。

次に移ります。板倉町の総合戦略における農業振興策についてお聞きしたいと思います。板倉町においては、人口減少、少子高齢化の対応策として、子育て支援や保健、医療、福祉の充実などの取り組みを行い、加えて産業振興、雇用対策として板倉ニュータウン事業の推進や観光振興などの取り組みを行っているが、人口減少が今なお続いている現状です。

そこで、地域の問題点を見直し、それぞれの問題点に対応した改善を目指した板倉町総合戦略を平成27年度に策定し、同年度から平成31年度までの5カ年計画として実施されてきました。その中に総合戦略における4つの柱を基本目標に掲げ、その中の一つとして、雇用政策を農業振興策として位置づけし、チャレンジする農業者の応援や新規就農者等支援を進めてきたと思いますが、今年が総合計画の目標最終年度になりますが、過去4年間実施してきた農業振興策の成果はどのようなものがあったかお聞きいたします。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの総合戦略の農業振興に係る成果というようなところでございますが、まず板倉町総合戦略におけます農業の振興につきましては、チャレンジする農業者の応援、そして新規就農支援に取り組むということにしております。

チャレンジする農業者への応援につきましては、現在農業に取り組む農業者を対象といたしまして、認定農業者への支援、農業機械の購入資金等の利子補給のほか、耕作放棄地の実態の把握と発生防止に取り組むものとしてございます。

また、担い手の方々に対しまして、農地中間管理機構を介した農地の貸し出しを進めておりまして、特に簡易圃場整備、その事業によりまして、集積・集約化した農地につきましては、中間管理事業の活用を推進しているところでございます。

また、新規就農支援につきましては、新たに農業に取り組む方を対象といたしまして、国の交付金事業であります農業次世代人材投資事業、これらを活用いたしまして、就農者への支援を行っているところでございます。

また、群馬県、そしてJA邑楽館林、邑楽館林1市5町によりまして構成されます邑楽館林施設園芸等担い手受入協議会というのがございますが、こちらの協議会でも東京都内や群馬県庁におきまして就農相談会を開催するなど農業の魅力、また邑楽館林地域の魅力をPRを行うことで、新規就農者の確保を図っているところでございます。

では、目標がどうだったかというところでございますが、まずチャレンジする農業者の応援ということで、目標値といたしまして、農業法人の設立数を掲げてございます。基準値といたしまして、平成27年度、3法人だったところを、平成31年、目標値4法人というところでございますが、こちらにつきましては現在4法人が活動をしていただいております。いつか5法人になったのですが、1つの法人が解散をしたということもありますので、現在4法人というところでございます。

もう一つのその目標といたしまして、新規就農支援ということで、新規就農者数、これを目標に掲げてご

ざいまして、目標値につきましては、年間で1名を目標としてございました。こちらにつきましては、平成27年度から申し上げますと、平成27年度で3人、28年度2人、29年度4人、30年度5人という実績を上げてございます。

以上です。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 目標ということを掲げてこの基本方針といいたいまいしょうか、総合戦略はできたわけですけれども、農業法人設立が始まった当時、3法人だったのが、目標を4法人にすると、これは今お答えいただきましたように、達成できたと。それと、新規就農者目標、これは年間1人ということで、ちょっと私個人的には少ないかなと思ったのですけれども、今ご説明いただきましたときに、3人、2人、4人、5人で、全部で14人、意外と多くの方がまた就農したかと思うのですけれども、この就農ということは、これは全部もちろん新規就農者ということではなくて、農家の後継者も含まれているということですね。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 農家の後継者で、例えば働きに出ていた方が実家に戻って農家をお手伝いをしている。自主的に専業が農業になったというような方が含まれております。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 次に、今後の農業政策についてお聞きしたいと思います。

町の現状として、総合戦略の中に農業従事者の高齢化比率は高く、経営耕地は年々減少し、耕作放棄地も発生しつつある。対策の方向性として、耕作放棄地の実態把握を行い、農業の新たな担い手の確保が課題であるとあり、具体的な取り組みとして、新規就農希望者等のバックアップや農業に対する啓発活動の実施、また周辺自治体及びJA邑楽館林と連携し、就農の推進を図るとあります。このような取り組みへの方向づけはわかりますが、今後の農業政策を読み取ることがいま一つわかりにくいと思っております。町の農業従事者の共通の問題である後継者対策や年々増え続けるであろう耕作放棄地をどうしたらよいのか、方向性と対策はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの今後の町の展開についてというところでございますが、さらにその農業を取り巻く環境といたしましては、農家人口の減少、それによりまして担い手の方々への農地の集積・集約化が進むことが予想されます。それによりまして、担い手1件当たりのその耕作面積は当然増加していくと、負担が増えていくこととなりますので、地域農業のその担い手の中心でもあります認定農業者の方々の育成・確保、こちらを促進するとともに、その将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ確実に確保するためには、当然新たな農業従事者、新規就農者の育成支援を図る必要があるというふうにはまず考えてございます。

それと同時に、農地の環境ですけれども、狭小農地や、その耕作が不便な農地、これについては将来その担い手が受け切れないということが想定されますので、農地間のその畦畔の除去ですとか、段差を解消することによりまして、耕作条件を改善をして、まずその耕作をしやすい環境を整えることも重要ではないかな

というふうにご考えてございます。また、そのことが耕作放棄地の発生を防止することにもつながるものと考えておりますので、現在も力を入れて取り組んでございますが、圃場整備事業の実施を図る必要があるとは考えてございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 これからの板倉町は高齢化等により、どうしても農業をやめざるを得ない人が多くなっている現状ですけれども、農作放棄地も増えていると思いますけれども、やはりこれからはもうとても個人ではやり切れない。どうしても法人化して、農地を集積して大きくやるというのが町の方針、これからそういうことになるのだろうということですね。はい、わかりました。

そういたしますと、これからの法人化というのは、先ほど5年間に1法人設立ということを目標で、一応これは達成できたわけですけれども、当然これからも法人化の施策は進めていくということによろしいでしょうか。はい。

それと、もちろん耕作放棄地も先ほど申しましたように、集積をしていくと、これが大きな課題になるということで認識してみましたけれども、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それと、その耕作放棄地でも板倉町には今どのくらいあるかということをお聞きしたいのですけれども、広さを何平方メートルと言っても、なかなかイメージができないので、広さを対象とする場合、東京ドームの何個分なんていうことがよく使われますけれども、東京ドームと言っても、ぴんときませんので、板倉町でわかりやすいといいますと、この新しくできた新庁舎、この敷地、駐車場なんかも含めて新庁舎の敷地は1万5,000平方メートルあるといいますけれども、これの何倍ぐらい耕作放棄地というのは今あるのでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 耕作放棄地の面積はどのくらいかというお尋ねですけれども、まず町内の耕地面積2,180ヘクタールでございます。そのうち遊休農地と言われている農地が22.8ヘクタール、22.8、庁舎が1.5ヘクタールということですので、約15個分というような面積になります。面積ですと22.8ヘクタールということでございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 やはり多いなというイメージですね。これからこれをやはり先ほどお答えいただきましたように、できるだけ集積化して、経営耕地として使われるようにしたいということで前向きなご回答をいただきましたので、ありがとうございます。

次に、マイナンバーカードに移りたいと思います。マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会をつくる社会基盤であるとされ、平成28年1月より開始され、約3年半が経過しましたが、国民のマイナンバーカード取得は、予期した以上に現状は普及していない状況にあるといってもよいと思います。

平成30年6月定例会において、カード交付率向上について一般質問をいたしました。そのときの板倉町における交付件数は1,313件、交付率8.7%となり、カード交付率向上を図る取り組みとして、窓口に来た人に申請に必要な顔写真の撮影から交付申請手続を職員案内のもと一括して行っている。また、平成30年度中

に日数はそう多くはないが、休日窓口開庁をして、カード交付への普及促進を図ったとの答弁をいただきましたが、今現在のカード交付率は10%ぐらいと聞いておりますが、もはや一自治体での普及促進策と言っても、できることはそう多くはなく、頭打ち状態になっていると言ってもよいのではないのでしょうか。

そのような中、6月5日の上毛新聞記事に、政府は2021年3月からマイナンバーカードの普及と利用促進に向け、ほぼ全ての病院でマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにするとの記事が掲載されておりました。マイナンバーカードで健康保険証を代用できるようになれば、カードを取得する人が急速に増え、デジタル社会づくりにもはずみがつくと期待されています。健康保険証の利用方法としては、カードの裏面に搭載されたICチップを医療機関の窓口の読み取り機にかざすと、診療報酬に関する事務を担う社会保険診療報酬支払基金から健康保険証の情報が病院に自動送信され、職員が情報を書き取る手間がなくなり、保険証の発行コストもなくなるということです。実際に実施されないとわからない点も多いと思いますが、マイナンバーカードを健康保険証として使えるようにするため、国から町へ協力要請や実施内容等についての案内はあったのでしょうか。あったのであれば、そのことについてお聞きしたいと思います。

なお、ただいまの質問は、マイナンバーカードについては住民環境課が、健康保険証については健康介護課が担当になるとお思いますので、その辺のところはよろしくお願いたします。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまの本間議員さんのご質問であります。国からということですが、まず今年の6月に初めて群馬県が開きまして、そのオンライン資格確認等システム導入に向けてということで、説明会が1度ありました。これが初めての説明会となります。国の方針としましては、今、議員さんが言われましたように、今現在はマイナンバーカードは保険証の代用にはなりません。今後の予定としましては、このマイナンバーカードを健康保険証として利用するために必要となりますオンライン資格確認等システムを国が令和3年3月に全医療保険者の準備が整うように予定をしております。ただし、医療機関等への導入につきましては、令和4年度中を目指すということでございますので、おおむね全ての医療機関で利用できるようになるのは、早くとも令和4年度以降になるというふうに考えております。

それと、今現在ですが、国民健康保険の保険者であります本町を含めました県下市町村におきましては、国からの情報を受けまして進める準備をしているところでございます。具体的に言いますと、今その板倉町で使っておりますG. B e _ Uというシステムのシステム改修が必要になるということで、国が詳細なシステムの改修の方針を今やっと示したところで、今現在そのシステム改修にどれぐらいかかるかというような見積もりを業者のほうにとっておまして、予定ではそのシステム改修に係る費用につきましては、国が全額補助をするという予定となっております。

以上です。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 ということは、今現在は予定どおり進んでいるといったふうに理解してよろしいわけですね。はい、ありがとうございます。

では、まだ4年ということで、そのちょっとまだ先の話ですけれども、わかっている範囲でお答えいただければと思いますけれども、そのマイナンバーカードが健康保険証として使えるようにするためには、その

年度が来た場合でも、いきなりカードだけでは使えないと思うのですけれども、例えばいったん役場に来て、ICチップの中に何らかの入力をして、そこから使えるようにするというふうに理解してよろしいでしょうか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまのご質問でございますが、初めてマイナンバーカードを被保険者証として利用するには、まず加入者がご自身でマイナポータルというサイトを介しまして、シリアル番号というのがありまして、それがマイナンバーカードの電子証明書になるのですが、そのシリアル番号と自分の資格情報のひもつけ作業を行わなくては利用できるようにはなりません。そして、これは個人単位の被保険者番号を使って、オンライン資格システム内の資格を検索をしまして、シリアル番号と個人番号を結びつける作業となっています。国の方針としましては、これでは自分で全てするのはちょっと難しいということもありまして、その際はマイナンバーカードを取得した際に、保険証として使いたい住民の方がいたら、できるだけ窓口でそのお手伝いができるようにしていく方向だということになっています。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 これからマイナンバーカードを取得する人は、今お答えいただきましたように、その場で役場窓口でできるということですが、今まで既に取得してある人、板倉町においても約10%ぐらいということですから、その人たちに対しては、やはりもしそのような制度ができましたら、やはり一度は役場に来ていただくようになるということでしょうか。はい、ありがとうございます。

それと、次に今、国はマイナンバーカードを取得というものをあの手この手と促していると思うのですけれども、その中でも全ての公務員と、その家族を含めカード取得を義務化させるというような新聞記事もありましたが、唐突とも思える今回のことに、役場の方としましてはどのように思われたでしょうか。ちょっとお答えにくいと思いますが、お答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 地方公務員と我々職員と健康保険の扶養になっている方についてもそうなのですが、本年の6月21日に閣議決定されました経済財政運営等改革の基本方針2019において、先ほど来出ていますが、令和3年3月からマイナンバーカードの保険証利用を確実に進めるということのために、地方公共団体及び地方公務員共済組合の取り組みについて、地方公務員等については、本年度中のマイナンバーカードの取得を推進するとされたということでもあります。これを受けまして、市町村共済組合から現在各自治体ごとのマイナンバーカードの取得率、職員と、あとは市町村共済の扶養になっている方についてのマイナンバーカードの保有率の調査が来ました。その後、昨日をもって、今度は取得を進めるために先ほど申し上げました組合員、市町村共済組合に加入している組合員と扶養になっている方では、やはり共済組合の保険証をお使いの方については、氏名と住所等を印字したマイナンバーカードの交付申請書を送付して、今年度中に取得をしていただくように対応するというので、印字された交付申請書は一応昨日付で県のほうから送付しますということで通知が参っております。先ほど確認しましたが、まだ板倉町には届いていないということですが、近日中にはそういったことで届いて、取得を進めるような形となります。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 今のお答えですと、答えになっていないような気がしますけれども、ちょっと質問にも無理があったかなと思いますので、これでやめにします。

次に、マイナンバーカードに搭載されているＩＣチップについてお聞きしたいと思いますが、ＩＣチップには所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報記録されていない。ＩＣチップの中には氏名、住所、生年月日、性別やe-Taxなどで使用する電子証明書が標準搭載されており、これを用いて国税電子申告納税システムなどの電子申請ができるようになっており、将来的には行政機関の付加サービスや民間部門での利用拡大を予定とあります。

では、将来の利用拡大を見込み、ＩＣチップの中には、今申しました情報のほかに、初めてマイナンバーカードの交付を受けた時点で、ほかの情報というのは何か入っていることはあるのでしょうか。そのことについてお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 議員さんただいまのご質問関係でございますが、新しくマイナンバーカードを取得したときに、これからいろいろ活用する、そういった情報がＩＣチップの中に組み込まれるかというところでございますが、基本的に議員さんおっしゃられておりましたが、券面と言われる要するにカードに書いてある情報、それと公的個人認証サービスによる電子証明、こういったところの情報、これが基本に入ってくると、ＩＣチップの中に入ってくるというようなことになっております。要はこの情報が鍵となりまして、そのほかのいろんな利用については、その鍵を利用して、そこにアクセスをして利用を図っていくというようなことでございますので、今後については特に新しくそれに単独の情報や個人の情報がそこに入ってくるとか、そういったことではなく、これまでもついておりますそういった電子証明の情報、こういったものがそれぞれの利用する先の鍵となって、そこにアクセスをしていくというような情報になっていくというようなことになりますので、特に特段現時点ではそこに新しい特別な情報を入れるというようなことは国のほうから特に話等は連絡はないというような状況ではございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 今のご説明で、やはり基本的なものしか入っていないということで理解いたしましたけれども、この国は今のマイナンバーカードを利用して、ポイント制というもののことを導入しようとしています。ポイント制といいますと、この辺ですと地域の商店で買い物をしますと、各店舗から出されるあのポイントカードというのがありますね。その中にポイントをためる方法なのですが、マイナンバーカードでこのポイントをためるということは、ＩＣチップの中にポイントがたまるということではなくて、買うと、もうマイナンバーカードそのものがポイントカードになるということとは違いますよね。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまのご質問でございますが、現在国のほうでもそのカードの利用方法として、マイナンバーカードにポイントを還元できるようにというような政策を進めております。これにつきましては、各それぞれ皆さんいろんなカードをお持ちであるかなと思います。例えばコンビニのカードであっ

たり、航空会社のカードであったり、そういったところでポイントというのがついてくるわけなのですが、そのポイントをマイナンバーカード、これと連携させることによって、そのポイントをマイナンバーのほうに移しかえるというようなシステム、そういったものを利用して移しかえるというような作業で、そのマイナンバーカードで今度はそのポイントを地元の購買等に使えるというようなシステムでございます。ですので、直接そのマイナンバーカードにポイントが付与されたということではなく、先ほども申し上げましたが、あくまでもマイナンバーカードは、そのこのシステムにアクセスをするときの鍵でございますので、そのシステムでいろんなカード会社のポイントを振り替える、そのポイントをマイナンバーのカードに移しかえる、そういった作業を行ったところへ今度はそのマイナンバーカードを接続することによって、そのポイントが使えるように可能になるというようなことでございますので、直接そのカードに各会社のポイント、そういったものが付与されると、そういうシステムのものではございません。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 このことを結構勘違いしている方がおりますので、お聞きしたわけですが、このマイナンバーカードがポイントカードとして使えるのだと。そうしますと、それはいいけれども、しょっちゅう出し入れをすると、紛失してしまうという心配もあるのだよねなんていう話もあったのですが、今のご説明ですと、そういうことではないということがわかりました。はい、ありがとうございます。

それと、あとこれもやはり新聞記事に出ていたのですが、将来的にはそのマイナンバーカードで薬の処方などの履歴が見られるようになると、いわゆるお薬手帳というものの機能を持たせるとありますけれども、そのICチップの中にこれは入れられるということでしょうか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまのご質問ですが、これも同じように、オンライン上にある情報をキーとして見に行くというような形で、本人がマイナポータルというサイトにアクセスしますと、自分が出されている薬、将来的には健診結果までそこで閲覧ができるようになるということで、やはりチップに入るのではなくて、オンライン上に情報があるということでございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そうしますと、お薬手帳といいますと、結構高齢者の方が多いのですが、何か使い勝手が悪いとか、そういったマイナポータルなんていうのはなかなか使えないと思うので、ちょっと難しい点があるかなと思った次第です。

それと、もう一つお聞きしますが、その健康保険証としてできるようになれば、今の健康保険証といいますのは、1年に1回役場から更新されて送られてきますね。ところが、このマイナンバーカードというのは、年齢によりますが、5年間または20歳以上の方は10年間使用できるということは、極端な話、毎年更新しなくても大丈夫ということもちょっと考えられるのですが、どうでしょうか、その辺は。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 国の考えとしますと、将来的には発行しなくてもいいようにというのですが、

しばらくの間はやはり全ての病院がいつ対応できるかとか、あとはどうしても紙がいい。あとは今日保険証が変わってとか、今日かかりたいという場合もありますので、しばらくは保険証の発行というのは続けていく方向になっております。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 実際にやはりもう実施されないとわからない点も多いと先ほど申しましたが、まさしくそのとおりですけれども、意外と1年に1回手続更新するというのは面倒なので、そういうふう将来的にはなるのかなという予測ということでお伺いしました。

次に、マイナンバーカードの更新についてお聞きしたいと思います。マイナンバーカードの表面を見ますと、有効期限が記載されております。有効期限は20歳以下の場合は5年間、5回目の誕生日までであり、20歳以上の場合は10年間、10回目の誕生日まで有効となっております。各所有者に割り当てられたマイナンバーカードの個人番号は、生涯変わることはありませんが、顔形は年月の経過とともに変化していきますので、現在の新しい顔写真をつくっての更新になるかと思いますが、更新時期になりましたら、例えば運転免許証のように更新日のお知らせがカード所有者のもとに届くようなシステムになっているのでしょうか、それともカード所有者は5年後または10年後のカード更新日を覚えておき、自己申告をするのでしょうか。その辺のことについてお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまのご質問でございますが、現時点でマイナンバーカードが有効期限が切れるに当たりまして、事前に通知のほうを出すという仕組みにはなっておりません。自治体によりましては、そういったところをやられているところもあるというふうには聞いておりますけれども、特に全国一斉で通知を出せというようなことではないというような状況でございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そうしましたら、忘れてしまったら失効になるということですね。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまのご質問でございますが、一応カードの券面に有効期限ということで日にちのほうに記載されております。その有効期限前であれば、手続のほうがすんなりといくというところなのですが、期限後でも申請のほうをしていただくことによって、カードの再取得、こういったところは可能になります。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 もう一つお聞きしますけれども、今、更新をしなかったということと、もう一つ、これをなくしてしまった場合、紛失した場合の再発行というのはどのような手続をとるのでしょうか。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまのご質問ですが、紛失した場合は、まず警察に紛失届、こういったものを出していただきまして、新たに再度再交付の申請を行うという手続というふうになっております。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そうしますと、紛失した場合は警察に届けなくてはならないというので、少し面倒になると思いますけれども、万が一悪用されるということもありますので、このような場合には個人番号、これはほかの番号に変えるということはできるのでしょうか。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまのご質問でございますが、紛失した場合、番号が変えられるかというところでございますが、基本的に個人番号は一生その個人に割り振られるというところでございます。ですので、よほどの事情がない限りは同じ番号の付与ということになるのですが、ただ事情によっては違う番号、こういったものが付与される、可能になるということもあります。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 ありがとうございます。

次に、子供のマイナンバーカード申請についてお聞きしようと思いましたが、申しわけございません。時間がありませんので、割愛させていただきます。

次に、三県境の周辺整備についてお聞きしたいと思います。ある週刊誌の見出しに、「夏休みに行きたい。見つかるか、探せるか、たどり着けるのか、日本全国三つの県境に接している村を旅する」というのが目にとまり、栃木県栃木市、群馬県板倉町、埼玉県加須市の三県境の記事も掲載されているのではと思い、講読してみました。「村を旅する」という見出しが少し気がかりでしたが、残念ながら板倉町に関する記事はありませんでした。記事を読んでも、その三県境はここが三県の県境が交差する境界点ということではなく、近くにある絶景ポイントやパワースポットを案内しているようでした。

その後、まだ2日ほど前のことですが、前回と同じ週刊誌に「日本の三県境を訪ねる」という見出しで、栃木、群馬、埼玉を三步で回れる三県境として板倉町の三県境も紹介されておりました。ただ、記事の中で案内されている地名が群馬県板倉町ではなく、群馬県邑楽郡であったのがちょっと気になりましたが、三県境の多くは、山頂や尾根、河川上にあり、ほとんどは歩いていけるところではないと言われています。板倉町にある三県境は、全国で唯一平地にあり、歩いて行くことができ、境界にコンクリート製の杭が1本打ってあります。全国に48カ所ある三県境の中で、ピンポイントにあるこの1本の杭から、栃木、群馬、埼玉、各県が三方に広がっているのが目で見てわかり、イメージできる珍しい場所なのです。

○延山宗一議長 本間議員に申し上げます。間もなく通告時間となりますので、簡潔にまとめてください。

○4番 本間 清議員 ああ、もう時間か。次回の質問にしたいと思います。

今日もなかなかわかりにくい質問に対しまして、ご丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

これで質問を終了させていただきます。

○延山宗一議長 以上で本間清議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時15分)

再開 (午前11時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[10番 青木秀夫議員登壇]

○10番 青木秀夫議員 10番の青木です。おはようございます。6月議会に引き続きまして、館林市・板倉町法定合併協議会が休止に至った真相について伺っていきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

この法定協議会に私も委員として毎回出席している中で、協議会が開催が進むにつれて、この法定協議会は私が思い描いている組織、役割とは違っているのではないかと疑問がだんだん膨れていきました。そういう中で、疑問について既にこの議会でも数回質問させていただきました。疑問点を伺えば伺うほど疑問が深まってきているというのが私の実感です。社会には大小さまざまな組織が無数にあります。それぞれに会則のようなものが設けられ、この会則に従って組織が運営されているようです。協議会のように細部にわたって規定が明文化されている組織もありますが、ほとんどの組織は大ざっぱな会則が設けられ、運営はこの組織の代表者といえますか、責任者の裁量に任せて得られている場合が多いのではないのでしょうか。

この館林市・板倉町法定合併協議会にも合併協議会規約、合併協議会会議運営規程などが設けられていますが、協議会の招集権は会長にあると明記されている程度で、会の運営について具体的な規定が見当たらないのです。恐らく会の運営は会長の権限に委ねられていることなのでしょう。この法定合併協議会規約10条に法定合併協議会の中に幹事会を置くことができるとあります。それに基づいて法定協議会幹事会規程が設けられているのです。その条文からは幹事会は法定協議会の下に位置していると解釈できるのです。

6月議会で中里副町長にこの幹事会は法定協議会をどのように位置づけているのか、どのように捉えているのかと伺ったところ、副町長は幹事会は法定協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について協議又は調整するものとする。そして、幹事会の規程2条を遵守して、所掌事務をやってきていると答弁していて、法定協議会をどのように位置づけているのかとか、法定協議会との関係はどう捉えているのかという私の質問に答えていないので、再度伺います。幹事会は、この法定協議会との関係を、法定協議会をどのように位置づけているのか、私の質問とかみ合うように今度は答弁いただけますか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

まず最初にお断り申し上げますが、幹事会の関係につきましては、板倉町からも3名、館林市からも3名、合計6名の幹事ということで構成をした組織でございますので、今回の、前回もそうですが、館林市との協議のもとにお答えをさせていただくこととなりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

まず、幹事会の役割につきましては、6月定例会の質問でもお答えをいたしましたとおり、会長の指示により協議会提出議案の協議・調整及び整理、協議会運営の総合調整、各種スケジュール調整等を行う組織と

いうことでございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 では、前回と同じ答弁になっていますけれども、単刀直入に伺いますけれども、この法定協議会という組織をこれ尊重していますか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

もちろん尊重をして幹事会では協議、議論を進めてきたというところでございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 この法定協議会を容器に例えれば、その中身はこの法定協議会の委員ですよね。中里副町長も法定協議会のこの委員の一人になっておるわけです。副町長を除いてほかの委員の存在といたしますか、人格を尊重しているのでしょうか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたしますが、ただいまのご質問の趣旨がちょっと理解をいたしかねますので、もう一度ご質問をいただければと思います。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 それでは、もうちょっと後で具体的に伺っていきます。

この中里副町長は、先ほど幹事会規約を遵守して、幹事会の役割を果たしていると答弁しているのですが、法定協議会は飾り物だとか、同意機関だとか、追認機関だという程度に思っているような言動が、この記述があるわけですが、そういうのは幹事会の議事録に載っているのです。この議事録は、私が情報公開制度を通じてとったこの記録ですから、公文書ですから、にせものではないと思っています。この法定協議会軽視発言ではないかと思われるのに、法定協議会の議決は法的拘束力はないのだという発言もされています。この発言、それだけだと非常にわかりにくいのですけれども、これは私の推測も含めて掘り下げて推測すると、法定協議会の議決は、議決しても効力がない。そうであるから議決しても無駄であるというような発言にも聞こえるのです。もっと深掘りすると、法定協議会を休止または中止すべきであるというような発言にも聞こえるのですけれども、もし違っていたら違うと否定してください。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 議員がおっしゃるような、そういうことではございません。まず、法定協議会の一つの役割といたしますと、合併後の新市の基本計画の策定をするというのが協議会での一つの役割ということで私は理解をいたしております。法的拘束力はないと申し上げましたのは、その新市の基本計画が策定をされた後に、双方の議会、板倉町議会及び館林市議会において、配置分合の議案の審議という手順になるであろうということを前提で申し上げたわけでございますが、この法的拘束力がないというこの内容につきまして

は、苦勞をして皆さんのご協議のもとに新市の基本計画が策定されたといえども、議会で審議の結果、否決をされれば、それそういう結果になるということを想定の中で、法的拘束力はないということを申し上げます。

それから、加えて申し上げますけれども、これは平成30年12月18日でございますが、板倉町選出の合併協議会委員との意見交換会の際の議員のご発言でございますけれども、協議会の決定権も開催権も両首長にあるということだから、首長の考えがキーとなるということを議員は申されております。このことにつきましては、本議場にいらっしゃいます議員の何名かの方もこのご発言を聞いているところでございます。さらには、権限のある人がだめだと言ったらだめなのであるということも議員おっしゃっております。

そういったことから、私なりに申し上げたいと思いますが、私も幹事として幹事会に臨んでおりましたが、私の立場は町長を補佐する立場ということでございますので、町長の意に反するような内容での協議には一切臨んでおりませんので、そのことをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 今の発言、確認は後でしてみたいと思うのですけれども、副町長はこの6月の議会で幹事会で調整がつかない協議事項については、法定協議会に議題として提案することはあり得ないと答弁しているのですよね。そうなのでしょうか。法定協議会の協議事項、提出方法について、幹事会において館林市の副市長と意見の違い、対立している記録が会議録に載っております。

先ほどちょっと皆さん方にこれ配付したのは、その資料の抜粋の一部なのですが、これ見ますと、意見が対立していると。これ平成29年12月21日の第16回の幹事会の議事録の一部です。幹事長は館林の副市長、副幹事長は中里副町長です。両者の発言の一部をよく見ながら、ちょっと読み上げてみたいと思いますけれども、この6ページの中ほどから下のほうに館林の副市長、「最終的には住民の代表で構成する法定協議会で時間をかけて議論するしかない」。そういう発言に対して、中里副町長は「法定協議会といっても法的拘束力はないのだ」と、さっきのような趣旨で答えたのだと思うのですけれども、そういうことに対して館林の副市長は「法定協議会で議論して、最終的には議会で判断する」。そういうことも言っているわけです。

次、1枚めくって、7ページのほうへ移りまして、7ページの頭に中里副町長は「そうはいっても調整がつかないものを出しても仕方がない。状況によっては協議会を一時休止もあり得ると考えている」と発言しているのです。それに対して館林副市長が「それも」、それもというのは、これは協議会の休止もということでしょうね。「も協議会における議論の結果である」と。それに対して中里副町長は「幹事会において合意できないものを資料だけつくって協議会に出していいのか」。館林副市長は「幹事会での合意は難しいと考える」。それに対して中里副町長は「幹事会で決着つかないものは正副会長の了承を得て出すべきである」。それに対して館林の副市長が「我々の考え方は法定協議会が法律に基づいて設置されているので、その中で議論していきたい」との議事録がこれあるのですけれども、どちらがこの法定合併協議会を尊重しているかはこれ一目瞭然だと思えます。中里副町長が合併協定項目を法定合併協議会に提案させない、協議させない、議決させないように幹事会の中で一生懸命頑張っている発言が随所に見られるのですけれども、それなりの理由はあるからそれをしているのだと思うのですけれども、それは理由は何なのでしょう。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、私は町長を補佐する立場でございます。したがって、こういう発言の背景には、町長の指示がございましたので、こういう発言をいたしましたところでございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 副町長はこの法定協議会の存在を軽視していると私は感じているのですけれども、その法定協議会の軽視、その協議会の委員の意思、人格も否定しているのではないかと感じているのです。例えばこんな記事もあるのです。議事録に載っているのです。「板倉町の委員の意見は集約できている。合併をするべきと言っているのは2人だけである」。法定協議会の委員の考え、あるいは他人の心を断定しているのです。人は十人十色の考え方を持っていて、時にはこの言行不一致の行動をとることなどよくあることではないですか。人の心を読むことほど難しく、奥深いものはないとも言われております。副町長も人のその言動の複雑怪奇さを事法定協議会で目の当たりにしているのではないですか。合併を進めていないと副町長が断言している委員が、法定協議会では提案された協議事項を賛成しているという現実を見ているのではないですか。もっとも副町長自身が提案された協議事項に全て賛成しているのではないですか。右向け右、左向け左と、人の心を自分の思惑どおりに動かせない現場を見ているのでしょうか。そうであるから、この法定協議会の議決を恐れているのではないですか。議決となると、どういう結果になるかは別にして、何が起るかわからないと。それを恐れてこの協議会の議決を阻もうとしているのではないかと思うのだけれども、そういうことはないのですか。答弁してください。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

そういったことは一切ございません。私の立場でございますから、臨むべきところはそのように臨んでおります。既に前回、その前の一般質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、いずれにいたしましても、幹事会といたしましては、協議調整が調ったものを協議会に提案するべきという考え方のもとに臨んでおります。

それから、先ほど幹事長、館林の副市長の発言、それから私の発言で、非常に乖離があるというご指摘でございますが、そういった結果につきましては、それぞれ持ち帰って上司であります、館林市では市長あるいは町では町長に結果の内容については報告をいたしております。その結果、館林の市長が会長であります。ではそういう状況で協議会へ上げなさいという指示も一度も受けておりません。それはつけ加えさせていただきます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 もし副市長が主張しているとおりに、幹事会で調整のつかない協議事項が法定合併協議会に提案できないとすれば、その時点でこの法定合併協議会はもう開店休業となり、休止も中止もなく、

これは解散ですよ。そういうことになってしまうのですか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

解散ではなくて、現在休止ということで決定をされたわけでございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 いや、私の質問に答えていないのです。調整できない協議事項が法定合併協議会には提案できないとすれば、その時点で法定協議会のもう意味はなくなってしまうわけです。開店休業になってしまうわけです。休止とか、中止なんていう問題ではなくて、もう自動的に解散となっていくというような、例えばなったらばと言っているのです。そういうふうに理解しているのですか。

まあいいや。では、続けて聞こう。この幹事会で調整がつかない協議事項については、法定協議会で議決すべきだと、館林の副市長は何度もこれ主張していますよね。この館林の主張は何か間違っているのですか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

館林の副市長、幹事長がそういう発言をいたしていることはそのとおりであります。しかしながら、その発言の結果を上司であります市長にその旨報告をして、調整のつかないものを協議会へ提出をするというようにことまで内部で協議をされたかどうか、これにつきましては知るよしもありませんけれども、これまで私が幹事会に臨んでいる上では、そういった調整のつかないものも協議会へ上げなさいという、そういう指示は市長からも出ていない。そういったことが現実でございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 よくこの協議が難航しているとか、難航ということがしばしば使われておりますね。難航とは具体的にはどのような事態をこれ指しているのでしょうか。協議会において協議事項が調整がつかない状況を指しているのでしょうか。そうであるならば、この調整のつかない協議事項を法定協議会に提出して、協議、議決すれば、この難航は、結果はどうかかわらないですけれども、解消するのではないですか。なぜ合併協議会を利用するというか、使わないのですか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 重ねて申し上げますけれども、その提案の権限、これにつきましては、会長並びに副会長のご両名でございます。したがって、そのご両名が裁可を下さない限りは提案はできないということでございます。この関係につきましては、幹事会の権限でも何でもありません。市長の権限ということでご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 私6月議会の意見のところちょっと指摘したので、読んでいただいたかなと思うのですが、この合併協議会の第1回の協議会で52項目の協定項目が設定されたわけです。その項目については、協議会で協議すべきということで、議案としてこれ第1回目よきの第5号議案で議決しているのです。ということは例えば板倉町議会だつて招集権は町長にあるわけです。では、町長が自分の気に入らない議案は上げないとか、都合で議会開かないとかと、そういうこともできなくはないのです。そういうのを阻もうとして、ご存じのとおりあるでしょう。議決すべき事項つて、予算とか、決算だとか、条例だとかというのは。しなければ前へ進まないような仕組みになっていますよね。町長の裁量でそういう首長もいたことはありますよね、1年間一回も議会を開かないなんて、強行して、全部専決か何かでやってしまったとかという、何か鹿児島県の阿久根市なんて有名で、よくマスコミをにぎわしていましたね。そういうのもあるのですけれども、そういうことができないように、わざわざあれでしょう。忘れてしまったのですか。第1回目の協議会の第5号議案でそれ議決しているのですよ、52項目の協定項目は協議会で協議するのだと。市長とか町長が裁量で出すとか出さないとかというのではないのです。自分で決めたのですよ、議会での52項目というのは。そんなことはどうでもいいのですか。

法定協議会にこの議案が上げれば、2回か3回あれば、その52項目のうち29項目はもう決定しているでしょう。残りが23項目あるのです。これは協議も何もしていないのだよ、これ。3項目くらいあったよな、協議中というのが。何か残りのは何もしていないのです。だつて議事録にも何も載っていないでしょう、協議なんかしているところ。提案すべきか、しないとかという、ただただ提案しないというだけで。幹事会で何か協議が調わない。だから協議会には上げないのだなんて、そんなことはないのではないですか。私これを1回から23回までの幹事会の議事録全部もらっていますよ。そんなところなんかいいですよ。それはいろいろと立場が違うから、どう言ってもそれは構わないですけれども、この23項目も協議会に上げれば簡単に議決されたのではないのでしょうか。どうですか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、会長なりの決裁のもとに上げることは可能であろうというふうには思っておりますけれども、しかしながらやはり関係する関係者等、これは協議会とはまた別な部分でございましてけれども、給食費の関係のほかにも、やはりいわゆる行政区の支援の関係等がございましたけれども、そういったものについて調整が未了のまま上げるといふことにつきましては、やはり町では行政区長会との協議、相談、そういったものも調べてからでなければ上げられないということもありますので、上げていないということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 第1回のこの合併協議会の会議資料の58ページに載っていますよね。協定項目、Aランク52項目については合併協議会で協議するものとする。誰かの裁量ではなくて、みんなで決めたのだよ、これ。そういうものを協議すべきと。だから、結果がどうであれ、それはやらなければいけないのだよ、本当は。裁量であつたとか、こうだとかと言ってやるのではなくて、それは幹事会で調わなければ、協

議会の人に判断してもらえばいいのではないですか。中里副町長も委員なのだから、反対なら反対できるのですよ、あそこで。堂々と。そんなこそ、こそこそ陰でこんなことやっていなくたって、協議会の前で堂々と反対すればいいのですよ。そうではないですか。幹事会のこの議事録を何か情報公開で出してもらって感じたことは、この法定協議会と、法定ということからして、この幹事会の、ほかの審議会だとか、あるいは検討委員会だとか、諮問会議だとかと違って、少しはこの法定協議会というか、重みを持って位置づけているのかなと思っていたのですけれども、そうでもないことがこの幹事会の議事録からはうかがい知ることができますよね。これは、もう戦後70年以上たった今日でも、この官尊民卑の思想が脈々と生きていてということを感じますよね。国民主権だとか、主権在民なんていうのは、今、小学校の社会科でも学習しているのではないのでしょうか。長い年月この公務員の世界に生きてると、民主主義のイロハである主権者は国民にあるとか、住民にあるということは、知らず知らず無意識化していくのでしょうか。忘れてしまうのでしょうか。

幹事会の会議録の中に、次のような記述も何カ所も載っているのです。いいですか、事務局が協議しようとして作成した財政シミュレーションを法定合併協議会に協議しようとして提出すべきでない、幹事会が提出を強くとめている記述があります。副町長もいろいろ理由をつけて、合併協議の財政シミュレーションの提出はとめているのです。どうしてそれをとめるのですか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

その時点のシミュレーションは、まだ公表するには精査が不足をしているという判断のもとにとめたわけでございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 余りうそを言わないほうがいいよね。館林市も板倉町もこの予算書、決算書を作成してこれ公開しているのではないですか。合併協議会向けの資料の財政シミュレーションも両市町のその財政をもとに予算決算書をもとにつくったのでしょうか、これ。どうして予算決算書は公開で、合併協議会用の財政シミュレーションは非公開、マル秘なのでしょう。頭隠して尻隠さずではないですか。こういう記述の中にこんなことも言っている、町長。財政シミュレーションは幹事会どめだと、市長、町長にも見せるななんて、そんなことも載っているのです。市長、町長も部外者扱いだ。法定協議会の委員と同じように。そんな記録も載っているのです。この幹事会の権限というのは何に基づいてそんな与えられているのでしょうか。本当に不思議です。この平成30年のちょうど去年の3月議会です。私がこの法定協の場に財政シミュレーションを協議しようとして提出すべきであると私の質問に中里副町長は先ほどもちょっと言ったけれども、精度が整ったシミュレーションを示す状況にはないので、協議の場に公表できないと答弁としている。この答弁、うそなのでしょう。その時点で財政シミュレーションはもうできていたのでしょうか。ただ、見せただけなのではないのでしょうか。どうなのですか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

うそは申し上げてごさいません。要はシミュレーションのその前提がどうであったかというところでごさいます。したがいまして、今後進行する少子高齢化による人口減少、それから扶助費等の増加、そういったものが十分に勘案をされないシミュレーションであったという認識のもとに、そういった発言をいたしているところでごさいます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 財政シミュレーション、10年先まで出すのですよ。来年のことだってわからないのですよ、みんな。それを推計するからシミュレーションというのでしょうか。中里副町長の話だと、何、10年後の税収がどうだとか、何がどうだとか、そんな細かいことをしたら合併は進みせんよと館林の副市長に言われていますでしょう。協議会の中で、いろんなところで言われていますよ。無理難題を吹っかけているのですよ、協議が進まないように。そこまで検討するのだったら、前へ進めないでしょうと、載っていますよ、これ。知っているでしょう。そんなに精度の高い財政シミュレーションなんて要らないのですよ、あんなもの。ちゃんとできていたではないですか。

前回もちょっと指示、お見せしたでしょう。あれが財政シミュレーションでしょう。事務局、何と言っていますか。これは、29年8月18日の幹事会で言っているのですよ、事務局が。3パターンの財政シミュレーションをしているので、幹事会で協議していただいて、合併協議会へ提出したいと提案しているのではないですか、合併事務局。また、29年9月17日、次の幹事会だ。14回の幹事会においても、現時点の財政推計を内部資料として提出したいと考えている。こういう記述があるのです。副町長もそこに同席していたのでしょうか。どうしてそんなうそ言わなければならないのですか。あのこの前ちょっとお見せした、ここにあるあれが財政シミュレーションなのでしょう。あれでいいのですよ、3通りもつくってあるという。あの財政シミュレーションを法定協議会へ提出して議論すれば、みんな議論できるのですよ。何もないのに議論しろといったってできないですよ。見ざる、聞かざる、言わざるみたいな状態にしておいて、何か判断してくれと、そんなことできないですよ。この事務局の提案に対して、この副町長、何と言っていると思いますか。「財政推計については細かい点まで求められる可能性がある。最終的には公表しなければならないが、切り抜かれるかどうかだよ」などと発言している。合併シミュレーションの合併協議会への提出を否定的な発言をしていますね。合併協のシミュレーション提出は、何かすると不都合があるのでしょうか。困ることがあるのでしょうか。どうぞ。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

先ほど申し忘れた点が1点ございますので、それも含めて申し上げますが、板倉町としますと、住民サービスの低下がないようにということで幹事会にも臨んできております。そういった中で、あのときのシミュレーションにおきましては、板倉町の主張であります給食費の無料化、こういったものが勘案をされないままのシミュレーションであったということも事実のうちの一つでごさいます。そういったことから、そのままのシミュレーションであれば、どういうことになるのか、これは町としての考え方に反するものというこ

とにつながりかねないということも判断のうちにはあってとめたということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 いいかげんなこと言わないほうがいいよね。29年8月だから、随分前にもう3通りのシミュレーションできていると言うのですから、今、副町長が言うように直せと言うなら幾らだって直せたいでしょう。では直したものがあのですか、その正しいものが。よく精度の高いもの、精度の高いものつて。残っているのですか、それ。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

給食費の取り扱いにつきましては、もう議員もご承知のとおり、板倉町とすれば無料化をお願いをしてきたわけでありましたが、館林市としては簡単に言えば不可能だという考え方がずっと変わりもなく継続をしてきたわけでありまして、そういったものを勘案するシミュレーションということも申し上げても、それを見直すということはなかったということが現状でございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 見直すことはなかったって、主語がないのだよな。誰かが見直すのでしょうか、間違っていたら。誰もいないのですか、その間違いを正す人が。中里副町長、第三者みたいなことを言っているのですよ。指摘して、間違い、いいのですよ、どんな資料だって、判断させれば。協議調わなくたっていいではないですか、こんなものは。何の物事だって同じ現象で賛成と反対がいるのだから、聞いていると何か独裁国家の人の考え方みたいですよ。中里副町長、こんなことも言っているのだよ。協議会で議論させるなんてことは幹事会の恥だとか、さらしものだなんて。協議会で協議させることは幹事会の職務放棄だと。私は昔よく聞いていたあの株主総会みたいなのを想像しているみたいで、協議会というのは黙ってシャンシャンと終わるとというのが協議会なのだと、そういう理解しているのですか。協議会というのはそういうところではないのでしょうか。行政の主権者、主役は誰なのですか、一体。町長ではないよ。住民でしょう。会社だってそうでしょう。会社は社長の持ち物ではないのだ、株主の持ち物なのですよ。行政だって行政の主役は住民なのでしょう。たまたま中里副町長はその住民に委任されて行政運営をしているだけなのだよ。そうなのでしょう。そんなことはどうでもいいか。忘れてしまったか。みんな新入職員で入職するときには、みんな宣誓書を出しているのではないですか。落合課長、新入職員のとときの宣誓書をちょっと全文覚えていなくてもいいから、ざっと言ってみてよ。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 私も昭和58年の入職でありまして、もう36年ほど前ですので、記憶に定かではありませんが、全体の奉仕者としてという地方公務員法の趣旨にのっとりという、そのような内容であります。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 いや、何十年前ではなくて、毎年入所式というか、辞令交付式かに立ち会っている

でしょう。記憶しているでしょう、ざっと。全体の奉仕者として、憲法、法律にのっとり、何だっけ、そんなような文言だよな。私書いてきたよ、ここに。「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、全体の奉仕者として誠実、公正に職務を執行することを誓います」。そんなのが一番一般的なパターンなのでしょう。そういうことでやっているのですよ、これ。忘れてしまっているのですよ、もう。もう長年公務員やっていると。だから、私が言っているのは、民間の人を相当小ばかにしているのですよ。どうせわからないのだから、いいかげんなもの出せばいいのだから、6月の議会で私提議したことあるでしょう。財政シミュレーションを出すのを拒んでいたわけですよ。でも、どんなものでも出したほうがいいのではないかと、出したほうがいいのではないかと問われたので、出してきただしょう、13回の協議会のとき。あのとき何と言っていましたか、私この間も言ったけれども。中里副町長も言っているの、これわかるかなと。委員にわかるかな。館林の幹事会の委員も言っているでしょう。何意味しているのだ、これと。そうでしょう。法定協の委員をだますために、ごまかすためにつくってきた資料なのでしょう。そのときの資料をつくる前の幹事会の席で、中里副町長、何と言っていますか。覚えていないですか。その13回の協議会に提出資料をつくる幹事会の席で、これ載っているのですよ、会議録に。いいですか、よく聞いておいてください。先行きの運営がというのだ。これはあれでしょう、新館林市という意味なのでしょう。の合併推計だから。先行きの運営が大変なることを説明する資料とすべきである。歳入の減り方が大きいことがわかる資料とすればよい。歳入の減り方が大きいというと、何かちょっとばつと浮かばないけれども、要するに収入が減ることを示せということなのでしょう。そして、マイナスが大きく大変なのだということを示す資料がいい。何ですか、財政収支でマイナスが大きければ大きいほどいいと、そういう資料を出せ。そして、人件費をもっと減らせば給食費の無償化ができると言い出す委員が出るかもしれない。そんな発言している。これ副町長の一連のこの発言、誰が聞いても合併協議会をだまして、合併協議を決裂させようとする目的が丸出しではないの、これ。そうではないですか。どう割り引いても、先ほど言った百歩譲っても、合併協議のまとめ役、責任者の発言とは思えないのですけれども、何か言い分があったら言ってください。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

やはり協議会に示す資料としては、極力甘い内容ではなく、少し辛目で資料を説明をするべきだということで発言をいたしております。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 13回目に出したシミュレーションまがいというか、インチキ資料ですけども、あれなんか出したのについても、あの席で言っておるでしょう。事務局の館野係長が、これは財政シミュレーションではないですよと、財政シミュレーションというのは、全部の項目を載せなくてはならないのですよ。都合のいいところ、収入は少なく、支出は多いところ、そういうのを組み合わせてやるのは財政シミュレーションではないですよ、そんなものは。館野係長に指摘されているでしょう。これは、違いますよと、財政シミュレーションではないですよと。誰かがあれをつくらせているのでしょう、事務局に。そうではないですか。

では、もっと具体的に聞きましょうか。合併協議会のこの財政シミュレーションを法定協議会に提出させないように阻止している本心は何なのでしょう。答えにくかったら、私が代弁しますから、違うのなら違うと反論してください。このまともなシミュレーションを出すとどうなるかですよ。合併財源が発生してしまうのですよ。合併財源があることがわかってしまうわけ。そうしたらどうなのですか。合併反対する理由もなく、ひょっとすると合併は成立してしまうかもしれない。そういうことなのでしょう。それを恐れてその合併協議会の資料の提出を拒んでいるのではないですか。いや、反対なら反対でいいのですよ。堂々と日本は自由な民主国家なのだから、反対論をぶったほうがいいと思うのですよ。この幹事会という場を使って、非公開なところでこそこそ、こそこそ変な理由をつけて、何、財政シミュレーションができていない。それはそうですよ。中里副町長が言っているのだから、できないですよ。できっこないですよ。では、9年後に新しい町が幾ら公債を発行するかとか、何をやるか、そんなことはわからないでしょう、10年後に。公債を幾ら発行して、幾らでは借金してとか、何に使ってだとか、そんなものわからないのですよ。だから、今のこの時点を起点にして推計していくのですよ。わかるのが人口が減るかなぐらいな問題で、それではこの合併協議会の資料を見ると、とんでもないですよ、その公務員の世界の人というのは。職員の削減なんかしないほうがいいと、多ければ多いほどいいのだと。災害があったときなんかには多いほうがいい。それはそうでしょう。だから、人は減らすのではないと。違うのでしょうか。やはりシミュレーションなのだから、結果はどうであれ、つくるのですよ。副町長が言うような財政シミュレーションなんて誰がやってもできない。そんな7年も8年も先にどれだけの税収があるのかと。来年だってわからないのだ。みんなよく言う、経済は生き物だなんて言って、経済評論家だろうが何だろうが、いろいろ毎年景気なんかは、株価なんていうのを想定して、予測してやっているでしょう。みんな当たらないではないですか。そんなことは、ああ、時間。

ではいいや、聞いてしまうから。もっとわかりやすく言えば、見合いに例えれば、結婚なんかする気がなくて見合いしているようなものなのです。だから、ああでもない、こうでもないといけちつけて、相手に断られるのを待っているのですよ。だから、館林市の副市長にだって言われているでしょう、幹事会の中で。そこまで財政推計をしろなんて言ったら、それは無理だよと、合併する話ではないよと言われていたのだよ。そういうのを吹っかけるのですよ、難問の。例えば都市計画税の扱いにしたって、都市計画税の使い方って、どこの町に行ったら、その都市計画税がみんなに同じように行き届いたように平均して税に対してそれが見合った受益があるかどうかなんて、そんなことはできないのだよ。だって、そうでしょう。中里副町長のこのやると、では宴会やるのに、酒飲むやつと酒飲まないやつは料金別にしろとか、そういうことを言っているのと同じなのです。世の中違うでしょう。国際的にだって、日本何か借金が1,000兆円あるなんて言いながらも、海外に援助したり、国内だって東京都みたいに収入があるところは、1回吸い上げたやつを国が分配して、みんな平等になれるようにやっているのではないですか。そんな細かいことをそっちが得するだの、こっちが損するだのと言ったら、世の中は共生社会なんて言葉なんて絵そらごとになってしまうでしょう。いや、副町長が言っているのはまさにそうなのだよ。館林の人に言われているのだよ、壊すための発言なのだ。私もいろんなことを聞かされている、前から、もう2年も前から。

○延山宗一議長 青木議員に申し上げます。間もなく通告時間となりますので、簡潔にまとめてください。

○10番 青木秀夫議員 では、そんなわけで、また公務員としてのその責任はないのかなと思っているのですけれども、副町長は特別職公務員だから、公務員法は適用されないのでしょうか。でも、この政治責任とい

うのはこれは発生するよね。そんなことについて次の機会にまた伺っていきたいと思いますから、答弁があるのなら、答弁してください。なければ、これで終わります。

○延山宗一議長 以上で青木秀夫議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のために暫時休憩いたしますが、13時30分より再開いたします。

休 憩 (午後 0時28分)

再 開 (午後 1時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、今村好市議員。

なお、質問の時間は60分です。

[8番 今村好市議員登壇]

○8番 今村好市議員 お世話になります。通告をしております一般質問を行いたいと思います。

私、今回につきましては、8年に1回、10年に1回の町の将来を決める計画、第2次の板倉町中期事業推進計画がただいま作成中だというふうに思っております。今回の計画については、主にコンサル丸投げ委託ではなくて、担当課長が中心となって、その分野をやはり手づくりでつくっていくというスタンスで進めているのかなというふうに思っております。

そういう状況下でありますので、その全体の取りまとめ役としては、当然策定の責任者としては副町長が取りまとめをしているのだと思うのですが、副町長の考え方もしくはその事務的な担当課長であります企画財政課長、それと特に事業課中心になると思いますが、各課長が常日ごろ業務を執行している中で、板倉町の課題、問題点、常に把握されていると思いますので、その課題、問題点を今後まちづくりに対して、どういうふうな形で町民に対してきちんと進めていくことが板倉のまちづくりにプラスになって、よくなっていくかというのは当然わかっていると思いますので、後でその辺については具体的な考え方を伺っていきたいというふうに思っております。

この計画行政、私の記憶しているところでありまして、昭和45年から五、六年だったと思うのですが、多分自治法が改正になりまして、自治法の第2条の中に、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想を定め、これに即して行わなければならないということで、その当時、高度成長の時期でありましたので、計画的に行政を運営していくということについて、国が旗を振って、法律も改正をして、全国の自治体が総合計画という形で策定をして進めてまいりました。

国においては、新全国総合計画ということで、いわゆる新全総というのをつくりました。各都道府県については、都道府県の総合計画という形で、各都道府県も計画をつくっております。最近の群馬県の計画については、「はばたけぐんま」ということで、群馬県の総合的な計画をそれに基づいて、首長がかわろうが何しようが、基本的な構想についてはその計画に沿って進めていくという、そういう計画行政を進めてまいっております。

しかし、8年前だと思うのですが、その自治法の中からその第2条の法律で義務づけていた計画について

は、削除されております。これは、恐らく国もほぼ40年ぐらいそういうことで計画行政をやってきて、きちんと定着をしているという認識の中で、自治法から外したのかなと。外した大きなきっかけについては、各自治体の創意工夫に任せようという部分があったのではないかというふうに推測をしております。8年前に板倉町においては、総合計画という名称から中期事業計画という名称に変えております。この計画については、板倉町は以前、昭和四十七、八年だと思っておりますが、第1次計画から第4次計画までを町の総合計画ということで、10年のスパンの計画を策定してきましたので、ちょうど4次計画で中期事業計画に変わっておりますので、町は40年間については総合計画を策定をして行政を進めてきたと。これは、全国自治体同じかなというふうに思っております。

そこで、前回のときもちょっとお聞きをしたのですが、第1次の板倉町中期事業計画と、現在でも県内においてはほとんどの市町村が総合計画という位置づけの中で計画を策定しておりますが、板倉については中期事業計画に変えたということがありますので、確認の意味でその総合計画と中期事業計画の違いについて、当時策定を中心にやっていた中里副町長、もう一度確認の意味でお願いいたします。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

現在の1次の中期事業推進計画の策定に当たりましては、それまでの総合計画、これが議員おっしゃられるとおり、ワンスパン、10年という期間での策定でございました。現在の第1次の中期事業推進計画策定に当たりましては、やはり職員中心で策定をしたわけでございますけれども、これについては、まず1つには社会環境、それから経済環境の変化が非常に急激に変動するとか、そういった社会情勢の変化、そういったものも一つ勘案もしたというところがございます。それともう一点は、首長であります。板倉では町長になりますが、の任期が1任期4年というような、そういう年数でもあったということから、当時内部でも町長を含めて相談をした結果、8年と、前期4年、後期4年の8年ということでの策定を行ったところでございます。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 計画の期間が違うというふうに理解をしておったのですが、自治法からその計画そのものがもう外れてしまうということになりますと、総合計画であろうが、中期事業推進計画であろうが、その計画期間というのは、自治体がある程度任意に決められるのではないのかなというふうに思っているのですが、最近新聞等でやはり群馬県で桐生市だったと思いますが、総合計画といいながら、8年の計画期間であるというのがありましたので、その計画期間だけの違いということではなくて、ほかに何かあったのでしょうか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

まず、8年とした件については、先ほど申し上げましたけれども、やはり当然いわゆる推進計画が主と、これは従前の総合計画と同じような位置づけということでご理解いただいてもよろしいかというふうに思っ

ております。その中で、今度は実施計画も当然定めるわけでございますが、これについては前期の4年をとりあえずいったん定めたわけでありましてけれども、やはり経済関係、状況の変動とか、そういった目まぐるしい変化、そういったものに耐えるという必要もありました。そういったことで、やはり自治法から総合計画の義務が削除されたということもあったわけでありまして、やはり少し現実に即するようなローリングができるようにということも念頭に置いて、やはり8年ということのほうがより現実に即するようなローリングができるのではないかということから8年としたということも一つの理由としてはございます。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 板倉町の総合計画って、40年間ずっと続けてきた計画の名称を変えなくても、私は8年の事業期間でできたのではないのかなというのが一つありましたので、中期事業計画という今度期間を変えるために新しい名称で町民に対してその計画をつくりますよという心機一転という部分があって、そっちの名前にしたのか、何か中期事業推進計画というのは、国のほうからある程度、国か県か、もしくはどこかわかりませんが、そういう計画の方法もありますよという指導があったのかどうか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

先ほどの答弁で、ちょっと落としてしまったかと思いますが、特にやはり計画期間10年から8年ということで、2年短縮をするという中では、やはり町民に対してのその受けとめ方というのですか、そういったものもあったというところもございます。

この中期事業という、中期という言葉についてですが、これについては8年というのはちょっと長いのではないのかというような意見も当時ございました。ただ、やはり4年の前期、後期で見直すということから、中期という言葉を使ってもいいのではないのかということから、こういった名称にしたということでもあります。これについては、やはりそれまでの総合計画とは変わるというような、そういう考え方を町民の皆さんにも理解をしていただくということも目的としてはあったということでもあります。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 総合計画の時期も、やはり実施計画については、5年ごとのローリングということで、やはり中間で見直しをして、それでやってきたという、それが5年が4年になったという話ですので、その名称に対してどうのこうの言っているわけではありませんけれども、中身については私が第1次の計画を見させていただいた限りにおいては、総合計画のやはり項目、基本構想、実施計画、分野としてはやり方としては同じような計画の位置づけなのかなというふうに思うのですが、どこか違うところはありますか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

現在の第1次の推進計画の組み立てとしますと、施策の大綱、この辺については以前の総合計画とおおむね同じかなというふうには考えております。ご承知のとおり、現在の計画では大綱として4項目でくくって

おります。今度それを受けまして、基本目標とか施策ということでありますけれども、以前の総合計画に比べまして、いわゆるその現状と課題、これについてはそれまでの総合計画策定の時点よりも細かく一応洗い出しをして、いわゆる事業計画のほうに結びつけていくというような考え方、これはちょっとそれ以前の総合計画よりもきめ細かに定めたかなというふうには考えております。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 より現状分析をきちんとして、現実性の高い、実現性の高い計画として位置づけをしていると、そういう理解でよろしいでしょうね。いいのでしょうか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 済みません。訂正をさせていただきます。

施策の大綱については、先ほど4項目と申し上げましたけれども、実際には9項目でくくっておりますので、訂正させていただきます。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 はい、わかりました。9だよな。

では、とりあえず名称はさておきまして、2次の板倉町中期事業推進計画、今策定に入っていると思うのですが、策定の基本的な考え方については、1次については時代背景として少子高齢化、人口減少、経済の低迷、そういう中でどう行政運営をしていくのだという背景があったのでしょうかけれども、今回についてはその辺の策定の基本的な考え方についてはどうお考えでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

基本的な考え方につきましては、先ほどの議員おっしゃられた背景は大きく変わっていない。さらには加速化していると、人口減少についてはそんな状況であります。

基本的な考え方で、第1次中期事業計画を踏襲をしていくことについては、変わりありません。加えて健全な財政運営を図る。そして、時代のニーズに対応したということで、アンケート調査を実施して、その町民のニーズを調査をしたいということでありまして、基本的には第1次中期事業推進計画を踏襲していくということになると思います。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 次に、計画の位置づけなのですからけれども、中期事業計画については、どういう位置づけとして捉えているのでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

位置づけにつきましては、町の最上位計画ということには変わりありません。そういうことでの位置づけ

になります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 町の最上位計画ということで、この中期事業計画がもとになって、先ほど農業振興計画とか、都市計画だとか、福祉計画だとか、さまざまな計画がこの中期事業計画の基本構想をもとにつくられるという考え方でよろしいでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 はい、そのようなことになります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 もう一度確認をいたしますが、計画期間は8年でよろしいでしょうか。実施計画については前期4年、後期4年という、そういう仕組みで今回も計画を策定をしていくのでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

第2次計画につきましては、考え方としまして、基本構想、基本計画、実施計画がありますけれども、基本構想と基本計画は8年間の計画という考え方であり、実施計画を前期4年ということで策定をして、毎年ローリング方式で見直しをしていくと、そういう考え方であり、

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 8年間の実施計画については、大まかにはつくらないのですか。4年しかつくらないのですか。8年間をつくって、4年間の計画を進めながら毎年ローリングをしていくという、新規事業も入ってくる可能性もありますから、そういう仕組みなののでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

考え方としますと、基本構想と基本計画は8年間の通しでとりあえずは考えています。実施計画につきましては、前半の前期4年間の計画を策定をして、それを毎年度ローリングで見直しをしていくと。構想と計画は8年間、実施計画は4年間、今回はとりあえず4年間を策定するという考え方であり、

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 基本構想、基本計画8年、これは当然の話だと思っておりますけれども、予想される事業、8年間の事業については、ある程度8年間の実施計画、4年の先の4年については不確定要素があるにしても、前期でやる仕事なのか、後期でやる仕事なのかというのが、いわゆる基本構想、基本計画の中の計画されたものをどの時点で進めていくのかというのは明確にならないのではないのですか。4年しかつくらないのでは、実施計画。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

前半の4年間の計画をつくって、例えば今年度策定をして、来年度から始まります。それを1年たったらまた見直しをしますので、毎年新しい実施計画ができていくという考え方でありまして、例えば前半4年間つくりましますけれども、4年目に見直しをして、5年目のをつくりましますので、常に新しい計画になっているという考え方でありまします。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 ちょっと話がうまくかみ合わないのですけれども、計画期間というのはある程度8年間で例えば大規模事業だとか、そういうものについては何年ごろ始めて何年ごろ完成させたいというのが一つの方法としてあるわけですよ。裏には財政計画もあるわけですから、その実施計画、いわゆる基本構想、実施計画をつくっておきながら、こういうことをやっていきますよと、基本構想については概要ですけれども、基本計画についてはある程度の事業は出てくるのだと思うのです。だったら、その事業を8年間のうちにどういうふうに割り振りをして財政計画もつくって、ある程度8年間で完結するようなその計画をつくらないと、4年しかつからないのでは、ではほかのものはどうするのか。ではできなければしょうがないのかという、そういう話になってしまうのですけれども、町民に対してもわかりづらいのではないですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 答えいたします。

例えば大きな事業、今年策定をして、6年先、7年先になるかもわかりませんが、そういう事業について、この段階で計画をしたのがいいということだと思っておりますけれども、今の考え方の中では、基本計画の中では、そのような構想は期日はあると思っておりますけれども、具体的に実施計画ということでは、例えば4年間の前半の計画でありますので、6年目、7年目の計画についてまでは実施計画では策定の段階では計画はされないという考え方ではあります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 どうも計画に整合性がないなというふうに思うのです。では、4年間なり、1年間単年度で終わる仕事はそれでいいのだと思うのです。8年間継続をして、成果を出していかななくてはならない事業については、計画の最初からもう事業着手をして、着実に8年間やって、ある程度成果を出していくという事業もあるのではないですか、いっぱい。それは4年で切ってしまうのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 答えいたします。

今後各課のヒアリングを行いますので、その中での検討にもなってくると思いますが、その中で8年間の計画の中で後半部分でやるという部分があれば、また実施計画の中でもどのように位置づけをしていくかというのを考えていくということにはなると思います。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 私は、同じ計画期間で8年で実施計画もそれは不確定要素もいっぱいあるかもしれないのですけれども、概要についてはきちんと8年間つくるべきだというふうに思うのですが、それは提案させていただいておきます。

それと、将来像なのですが、第1次計画については、みんなが安心して暮らせるまちということで、将来像を定めて計画を策定をしておりますが、第2次計画については、今どのようなことを考えているのでしょうか。群馬県の次期の総合計画について、新山本知事が記者会見等で話しているのは、群馬県の総合計画については、1番に県民の幸福度向上、2番に外国人との共生、3番目が国際情勢を踏まえた県のあり方、こういうものをその一つの将来像、群馬県の将来像として群馬県の総合計画には入れていきたいという考え方を持っているようですが、板倉の第2期の計画の目標、将来像はどんなことになる。まだできていないでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

まだできておりません。今後これまでの将来像の内容、第1次計画ではおっしゃったような、みんなが安心して暮らせるまちでありますけれども、その辺を勘案し、また町民アンケートの結果を踏まえて行っていきたいとは考えております。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 全くの白紙なのでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

全くの白紙であります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 次に、人口推計について伺いたいと思うのですが、第1次の推計におきましては、平成22年が1万5,706人、平成31年が1万5,220人、マイナス486ということで、計画の基本となる人口については捉えているのですが、これは現実的にどうなのでしょう。当たっていますか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

人口減少については、やはり進みが早いのかなという感じでおります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 平成22年当時、策定期間には1万5,706人ということなのですが、現在今終わろうとしているのですが、何人で、何人減っているのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

正式なちょっとと数字を持っていないのですが、約1万4,500人だと思います。

○8番 今村好市議員 そうすると何人減っていますか。1,000人も減っているの。いや、いや、300、1万4,000……

○根岸光男企画財政課長 1万4,500ぐらいになっているのだと思います。

○8番 今村好市議員 1,200。

○根岸光男企画財政課長 1万4,500。

○8番 今村好市議員 1,200人も減っているの。そうすると第1次の策定のときに推計したのが486人ぐらい減るだろうと、8年間で。推計したのが1万……だから、1,100人ぐらい減ってしまっているの。倍以上減ってしまっている。では、それは推計よりはかなり減っているということですね、倍ぐらい。

では、第2次の推計はどうなっていますか。今後8年間の推計は。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

まだその辺の内容策定には入っておりませんので、まだ推計は今作業しているところであります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 基本的な部分が今余りきちんと出ていないと、各課もそれをデータとしていろんな施策を展開していくわけですから、困ってしまうのではないですか。大丈夫なのですか。いつごろできますか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

既に策定した人口ビジョン、これの推計と比べても、現在の人口はかなり少なくなっております。そういったところを勘案をしないと、今度の計画もきちっと整理もできないということで、現在作業を進めさせております。ですから、策定済みの人口ビジョンの無視をするわけにもいかないかなという、ちょっとそういう迷いもありますけれども、いずれにしても現実を見て計画は策定するべきだというふうに考えておりますので、現在の人口といわゆる人口ビジョンとの開き、こういったものと、それから直近で出てきた社人研からの推計結果、こういったものを勘案して、ではこの計画期間でどれぐらいの人口が見込めるのか、これは現在作業中ということでありまして、もうしばらく数字的なものはお待ちをいただかなくてはならないのかなというところであります。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 基本となることなので、人口推計というのはいろんな推計の方法があるのだと思うのですよ、算式的に。それがデータを入力するのが間違いなければ、大体それでいけるのかなというふうには思うのです。だから、そうしますと今、基本的な人口推計ができていないということは、少子化、この少子化の割合とか、高齢化の割合等も当然出てきていない状況なのですね。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

その辺についても現在推計策定中であるということをお願いしたいと思います。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 そうすると、各課に基本データ、人口については推計がこういう、4年後はこれぐらい、8年後はこれぐらい、出生率からして子供の数についてはどれぐらい、高齢化率についてはどうするのだという、そういう基本データを各課に出さないと、基本的に中期事業計画に重点的にのせようと思っている計画のあれが狂ってきてしまう可能性があるんで、できるだけ早くそれは出してやらないと各課困るのではないかなというふうに思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

各課へのいろんなデータについては、先週係長以上の説明会を行っておりますので、そのときに今後情報を共有するような形でなっております。ちょっと私とその詳しいところまでわからないので、今発言できませんけれども、そのデータについては、各係長以上には情報として提供をしてあります。よろしく願います。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 公表できないけれども、データは出しているということですね。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

公表できないということじゃなくて、私がちょっとその辺の内容を全て把握していないということでもあります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 それはおかしいよ、ちょっと。もうちょっとやはりきちんとやっておかないと、8年間の町の将来計画を策定する基本の基本ですから、もうやはりこれはきちんとしておいたほうが私はいいと思うので、ぜひお願いいたします。

次に、財政推計、財政計画、実施計画と絡んでくるのですが、ざっと今年、今回いただいた決算書、平成30年度の収入額の決算、一般会計から下水道会計まで5会計あるのですが、この歳入の決算額が108億円なのです。これ単純に8年間掛けると864億円、だから今後それは歳入がどう変化をしていくかわかりませんが、行政の場合は民間企業と異なって、そんなに極端に上下するというふうには過去の例から余りないので、では4年間の事業を運営し、8年間進めていく上において約850億円が使えるかなという私の感じなのですけれども、財政計画についても全くの今、白紙ですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 具体的な推計については、まだしていませんけれども、同じような内容でいけるのかなとは考えております。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 同じような内容というのは、私が今言った内容。

○根岸光男企画財政課長 ええ、はい。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 そうすると、先ほど言ったとおり、8年間で実施計画が概算組まれないと、やはり4年ごとのローリング、毎年のローリングといっても、やはり町民に対して自立したこれから、先ほど合併の話もありましたけれども、合併、今中断中ですから、今、計画を作成するということは、将来8年以降も今の時点では自立したまちづくりをやっていくわけですから、その財源もきちんとして上で、やはり事業を選定をしていかないと、事業は膨らんでしまったけれども、財源がないよという話になると、やはり実効性の少ない計画になってしまいますので、この辺の収入財源の見込みというのは大事なのだと思うのですが、中里副町長、これでいけるのではないかということなのですかけれども、どうでしょうか。少子高齢化、人口減少等も勘案してこれでいけると。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

議員の見込みが850億円ということでございますが、今後人口減少、それから一番大きいのは人口減少なのかなというような感じはしますが、やはり法人からの税収、そういったものの変動がありますから、少し辛目で見ると見べきなのかなというところもあります。ただ、まだ精査をこれからするという状況でもありますので、最終的にどれぐらいの見込みが出てくるのか、これはちょっと時間いただかなくてはならないかなというふうに思っています。ですから、これは私の個人的な考えということでご理解いただければと思いますが、年間5会計で108億円と申しましても、いわゆる特別会計については、その分野でしか使えないということもありますので、その辺を少し考えながら組み立てていかななくてはならないかなというふうにも思っておりますので、その点ご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 当然特別会計の事業も最上位計画ですから、この計画の中には入ってきますので、歳入も見込んでいいのではないかなというふうに思います。できるだけ基本事項、私はこの辺はもう固まっているのかなと、ある程度。将来の人口推計もしくは財政推計、それと少子化がどうなっていくのか、高齢化がどうなっていくのか、あとはその社会的な背景の中で経済がどう動いていくのかという、これぐらいは最低データとしてきちんと整理をした上で、各課がそれに基づいて各課の事業を位置づけをしていくというのがいいかなと思っていたものですから、そういうものについては早目にやっていただいて、進めていただきたいなというのを一つ要望しておきます。

ちなみに、第1次の計画、いろんな事業をやっておりますが、全体の事業費というのはどれぐらいだったのでしょうか。集計はしていないのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

集計はしておりません。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 今後新しい計画をつくるのだから、第1次の計画があれだけの事業をやっているわけですから、どれぐらいかかったぐらいのものはやらないと、やはり過去のデータも必要ですから、ぜひその辺はやって、2次に反映していくというのは、やり残した事業もあるわけでしょうから、お願いします。これでは恐らくそんな簡単に計画進まないよ。

では、次へ行きます。それでは、第2次計画の今後のスケジュール、策定のスケジュール、いつごろどうということをやるといふのを、今どの辺までのことを作業やって、今後どうしていくのかということをお願いいたします。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

現在は、町民アンケートを実施して、その集計を議員各位にも速報として配付させていただいておるところでありますけれども、まだその段階であります。ですので、今後再来週から各課の係長以上のヒアリングを実施して、現状と課題を確認しておくという作業になりまして、アンケート調査につきましては、11月下旬に集計が完了しますので、その段階で各課の現状と課題と、それとアンケート調査を分析をして計画に反映していくということになります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 そうすると計画の概要がまとまるのは、今年中にはまとまらない。3月議会にかけられるのでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えします。

12月中にある程度の素案を策定をして、1月の全協あるいは区長会等でもお示しをしたい。その前段で素案を策定した時点で各課で関係する団体に意見を聞いていただくということ、作業をしていただきます。11月下旬にアンケート調査ができて、12月中にある程度の素案を策定をして、それをもとに各種団体の意見を聞いてもらう。そして、全協、議会等にも同時に素案を示して、意見を聞いていくということになります。その後、2月の全協である程度の確定的なものをお示しをして、3月の議会で議決をいただきたいという、そんなスケジュールであります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 よく大事な計画、長期計画等をつくる場合は、審議会を設置をしているのですが、今回は審議会はつくらないのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 まず、策定委員会につきましては、理事者を中心として、課長職での検討委員会、策定委員会ということで行っていきます。今、おっしゃった外部の有識者的なことにつきましては、総合戦略等でお世話になっている有識者会議がありますので、その辺でご意見を伺っていくという考え方でありま

す。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 総合戦略の有識者会議というのは、どういうメンバーが入っているのでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 各種団体の代表の方、商工会、農業委員会、それから両方の青年部関係、当然あと区長会等の代表の方に入らせていただいております。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 各市町村とも大事な計画のときには、民意を作成の段階から入れていくということで、審議会をつくって、諮問をして、答申をしてということで、恐らく市だとか、県レベルになると8回から10回ぐらい審議会を開催をして、部門ごとにきちんとやはり意見を聞いたり、修正をしたりして、スタートの作成の時点から民意を反映をした計画をつくっておりますので、今の商工会、区長会ぐらいの人たちで民意がうまく反映できるのかどうかというのは今後課題だと思いますので、諮問という形は全くとらずに意見を聞くだけということによろしいのかどうか。

24年3月の計画の町長の挨拶の中には、町民がともに支え合い、補完し合いながら共生し、持続ある発展と魅力あるまちづくりを進めるという、非常に栗原町政も民意を重視した行政運営やってきておりますので、今後将来の8年間の計画をつくるにおいて、その目的、いわゆる中期事業計画の目的に沿った審議会をつくって、数が少なくても、私は4回でも5回でもいいですから、きちんと諮問して、答申を受けて、町民の意向を反映した上で計画をつくることのほうがいいと思うのですが、副町長、どうですか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

先ほど企画財政課長からもこれは答えをさせていただきましたけれども、いわゆる各種の団体、それから行政区長会とか、あるいは全員協議会で意見を聞かせていただくということでもありますので、審議会へ諮問するというのも形としては当然ありますけれども、各種団体に関してであります、これは各課が所管する団体、組織、団体ということでもありますから、審議会の委員を何名にするかもありますけれども、幅広く意見は聞かせていただけるのだろうというふうに考えております。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 都市計画も審議会は持っているのだと思うのですよね。最上位計画ですから、これ。やはり8年に1回ぐらいのやるスパンで計画をつくるわけですから、最初からできるだけ町民の意向を聞けるような仕組みを私はつくったほうがいいのかなというふうに思うので、各課が団体からそれぞれ意見を早い話が会議のついでに聞くとか、そういうたぐいでは私はだめだというふうに思いますので、やはり庁舎建設も含めて、しっかりした事業をやるときは、それなりの民意をきちんと反映してやっていくと。やはりこれは行政のイロハですから、このままいったのでは町がつくったよと、議会が承認したよと、みんなこれでやってくれるかという、こういう形になってしまいます。やはりそれは形式かも何かもしれませんけれども、

ほかの市町村だって、県だって、どこだってきちんとやっているわけですから、板倉もそれぐらいのことは、手間暇かけたっていいと思うのですよ、毎年やっているわけではない。ぜひ私は審議会をきちんとつくって、やはり原案を全部ができたから「はい、どうですか」と一発でやるのではなくて、産業部門だとか、人口推計の部分だとか、いろいろやはり骨格の部分については、審議会に諮問をして、答申をしっかりと受けて、きちんとした計画をつくっていくことのほうがいいと思うので、提案しておきます。

次に、第1次の計画、これは研修をしていると思うのですが、残念ながら全体事業費が出てきておりませんが、評価できる部分がいっぱいありまして、新庁舎の建設、八間樋橋の整備、1-9号線、国道354号バイパスの開通、小学校の再編、ミニ防災ステーション、避難タワー、防災ラジオ、土地改良事業、防犯灯のLED化、防犯カメラの設置等、目的に定めたあれに沿って、安心・安全のまちづくりに沿って大きな事業をこなしてきました。これについては評価できるものというふうには私は思います。

では、第2次計画の目玉となる重点事業、最重点事業については、何点かもう中里副町長、頭の中にはあると思うので、まだ具体的にならなくても、常日ごろ仕事やっていて、これはやらなくてはならない。今後8年間のうちぜひやらなくてはならないという思いはあるわけですから、お願いできますか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

まだおぼろげながらということでございます。まず、やはり少子高齢化、人口減少が進んでいるということがありますので、これは人口を増やすというのは非常に至難かなとは思っておりますが、いずれにしても移住・定住の面、そういった面をやはり念頭に置く必要もあるのかなというふうにも考えております。

それから、やはり老朽化した町の施設、こういったものもこれからどうしていくか、こういったものがやはり重要になってくるのかなと。これについては学者も言っておりますが、ストックの維持管理、これに膨大な費用がかかるよということも指摘としてはありますので、そういったことがやはり重点になってくるかなというふうには考えております。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 事業としては、具体的にどういうものを考えていますか。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

どういふものと、具体的にはぴんとこないのですけれども、やはり1つにはニュータウンの分譲も低迷しているという状況も継続していますから、これは町単独ではどう動きようもないところもありますけれども、少し企業局、県とも連携を強化して分譲促進を進めるというのも事業の一つかなというふうにも思っております。

それから、道路の関係についても、やはり舗装が大分傷んでいるところもあちらこちらにもあります。ですから、そういった面で例えば道路の改良からそういう維持管理にシフトするとか、そういったことがこれから必要になってくるのであろうというふうには私は考えております。そんなところでございます。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 なかなかこれはやはりやったほうがいいなという事業がうまく具体化されていないようなのですが、時間が余りないので、簡単に言ってくれますか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど言ったように、移住・定住の関係、要するに昼間人口も含めいかに伸ばすかというその観光問題から、指摘されている空き家の絡み、それから住宅団地の分譲についてがやはりずっと幾ら募ってもないような現状はご承知のとおり。それから、今、もちろん今までやってきたその町道の古いものから相当お金もかかって補修もしなくてはならないだろうということもあるのですが、むしろやはりこの公園通り線の延長とか、南北、板倉町に南北の道路もやはりまだ整備されていないですから、できればそういった1つは、例えば加須市、栃木のコースを予定する道路を南北をやはり計画をしっかりとしていくとか、そういったものに含め、校舎の再利用あるいは資源化センターの再利用をどうするかということも含め、いっぱいやりたいことはあると思います。そういう中で、ただ財政的な措置がどのようになっていくかということも議会と時折相談したいというふうに考えております。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 先ほど話をしました第1次の計画の中では、非常にいろんな事業、大型事業を取り組んできた経緯があります。そういうことも含めて広域行政の中でも厚生病院の耐震化による建て替え、一般廃棄物の広域化、それと消防本部の設置ということで、これは借金は残ってくると思うのですけれども、ある程度広域行政についても目鼻がついてきておりますので、計画的に財政的な計画は立てやすいのかなと。その中ででは板倉はどういうことを今後に向けてやっていくのかというものも町民に対してやはりきちんと公表して理解をしていただいてやっていくという方向をできるだけわかりやすく出していくことがいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

アンケートについては、前回の調査の時点では、1番、2番、3番と、産業を盛んにして安定した職場を確保するとか、教育や子育ての環境が充実したまちがいいですよとか、便利で生活しやすい住環境がいいですよという住民の意識調査が前回はあるのですけれども、今回については同じような項目がなかなかないので、住み続けたくない理由というのは、やはりこれは町に不足しているからという部分があるので、その上の3項目については、買い物不便であるとか、交通の便がよくない。通勤・通学が不便だとか、保健、福祉、医療が充実していない。この辺はよくわからないのですけれども、こういう住民アンケート調査が出ておりますので、細かい分析については今後やっていくのでしょうかけれども、できるだけ住民アンケート調査の中ですくい上げられる部分については、各課がしっかりとすくい上げていくという手法をとったほうがいいのかなというふうに思っております。各課長さん、特に事業課の課長さんに今、第2次計画にどういうものを重点的に位置づけをしていくのだというのを何人かの課長に聞こうと思ったのですが、これは時間がなかったので、省略をいたします。

先ほどまだ係長クラスのヒアリング程度ということですので、この次、12月になると骨子が固まってしまうのかどうかわかりませんが、ぜひ常日ごろ仕事をしながら、気づいたところ、町の将来については

これがどうしても必要だというものについては、各課積極的に挙げて計画にのせていくということが大事だというふうに思っております。

もう一点、廃校の話なのですが、役場の若手の職員がいろんな提案をしているというのは、それ具体的に聞きたかったのですが、場合によっては次の機会にしたいなというふうに思っております。

それと、町民アンケートについては、まだ速報で集計出ておりませんが、3,350世帯ぐらいの人からアンケートが出てきたのですが、廃校については恐らく記述式ですから、そんなに書く人はいないのかなと思うのですが、後でどんなものが出てきているのか、若い職員がどんな提案しているのか、アンケートで町民がどういうことを望んでいるのかというのは、データができ次第いただければというふうに思っております。

実はこの間、1週間ぐらい前ですか、たまたまうちの近所で農作業中に指を落としてしまって、ドクターヘリを呼んだのです。そのとき地域の人が集まったときに、やはり学校は廃校になるけれども、校庭は必要だぞなど、こういうときにやはりすぐ救急車が直結できるような場所がなかなか校庭以外ないよなということも出ておりますので、先ほど中里副町長が今計画の中で、公共施設の再編、いわゆる見直しをしっかりとやっていくという中で、やはり人口減少の中で進めるべきものを、再利用できるものを、そういうものをきちんと整理をして位置づけをしていただきたいと思いますということを要望して終わります。

○延山宗一議長 今村議員に申し上げます。間もなく……

○8番 今村好市議員 終わります。中途半端で申しわけないのですが、以上で。提案幾つかさせていただいたので、ぜひそういう方向で第2次の中期事業計画については進めていただければありがたいと思います。以上です。

○延山宗一議長 以上で今村好市議員の一般質問が終了いたしました。

○議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○延山宗一議長 続いて、日程第2、議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について、日程第3、議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての2議案を一括議題といたします。

この2議案は予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について、議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての2議案であります。昨日、本会議の終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長より説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる

審査を行いました。細部につきましては、各議員十分にご承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

今後の日程ですが、明日12日は総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、付託案件審査及び所管事務調査を行います。

13日から休日を挟んで18日までの3日間は予算決算常任委員会を開催し、平成30年度各会計の決算審査を行います。

19日は休会とし、最終日の20日は平成30年度各会計の決算認定、請願案件の審議決定、事務事業評価結果の報告、閉会中の継続調査、審査について決定することになっております。

本日はこれをもって散会といたします。大変お疲れさまでございました。

散 会 （午後 2時36分）